

伊勢市公報

第394号
令和4年4月5日
火曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市個人情報保護条例の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例及び伊勢市障害児放課後等支援施設条例の一部を改正する条例	11
○ 伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	18
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	24
○ 伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	28
○ 伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例	32
○ 伊勢市消防団条例の一部を改正する条例	37
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	42
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	44
○ 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例	46
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	48
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	51
規 則	
○ 伊勢市障害児放課後等支援施設条例施行規則の一部を改正する規則	53
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	55
○ 伊勢うどん調査研究委員会規則	59
○ 伊勢市の花・木・鳥選考委員会規則を廃止する規則	61
○ 伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	63
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	66
○ 伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例施行規則	68
○ 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則及び伊勢市消防団規則の一部を改正する規則	70
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	72
○ 伊勢市個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則	74
○ 伊勢市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	77
○ 職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則	79
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則及び伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	83
○ 伊勢市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	91
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	93
○ 伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	95
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	103
○ 伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則	105

○ 伊勢市スマートシティ推進事業業務受託者選定委員会規則等の一部を廃止する規則	107
教育委員会規則	
○ 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則を廃止する規則	109
○ 伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	111
○ 伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則	113
○ 伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	115
○ 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	118
○ 就学等に関する規則の一部を改正する規則	121
公平委員会規則	
○ 伊勢市公平委員会の公開会議等の傍聴に関する規則の一部を改正する規則	135
○ 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則	137
○ 伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則	142
訓令	
○ 伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する訓令	144
消防訓令	
○ 伊勢市消防署処務規程等の一部を改正する訓令	147
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	150
○ 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	152
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	154
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程	160
○ 市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程	166
○ 伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程	168
告示	
○ 道路の供用開始について	170
○ 地縁団体の認可について	171
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	173
○ 確認を行った特定地域型保育事業者について	174
○ 伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について	175
○ 令和4年度当初予算並びに令和3年度及び令和4年度の補正予算の要領について	176
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	259
○ 収納の事務の委託について	260
○ 地籍調査の実施について	261
○ 市道の路線の廃止について	262
○ 市道の路線の認定について	263
○ 道路の区域の決定について	265
○ 道路の供用開始について	267
○ 道路の区域変更について	269
○ 確認を行った特定地域型保育事業者について	270
○ 令和4年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	271
○ 令和4年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	272
○ 指定納付受託者の指定について	273
○ 指定納付受託者の指定について	274

○ 指定納付受託者の指定について	275
○ 指定納付受託者の指定について	276
○ 指定納付受託者の指定について	277
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	278
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	298
公 告	
○ 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の策定について	299
○ 公示送達	300
○ 公示送達	302
○ パブリックコメントの結果公表について	303
○ 伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱の策定について	304
○ パブリックコメントの結果公表について	305
○ 農用地利用集積計画について	306
教育委員会公告	
○ パブリックコメントの結果公表について	307
○ パブリックコメントの結果公表について	308
監査委員公表	
○ 令和3年度定期監査等結果の公表について	309
○ 令和3年度財政援助団体等監査結果の公表について	326

伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 1 号

伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例

伊勢市行政組織条例（平成18年伊勢市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表国体推進局の項を削る。

第 3 条の表国体推進局の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 2 号

伊勢市個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 9 項」に改める。

第53条第 1 号中「第52条第 1 項」を「第52条」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第3号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部伊勢市の花・木・鳥選考委員会の項を削り、同部旧賓日館保存整備委員会の項の次に次のように加える。

伊勢うどん調査研究委員会	伊勢うどんに係る無形の民俗文化財への登録に関する事項についての調査審議に関すること。	7人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が必要と認める者	2年
伊勢市造船資料保存調査委員	造船資料の保存及び活用についての調査に関すること。	5人以上	(1) 造船に関する専門的な知識経験を有する者 (2) その他市長が必要と認める者	2年

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(平成 17 年伊勢市条例第 36 号) の一部を次のように改正する。

別表旧賓日館保存整備委員会の委員の項の次に次のように加える。

伊勢うどん調査研究委員会の委員	日額	10,000 円
-----------------	----	----------

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例及び伊勢市障害児放課後等支援

施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第4号

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例及び伊勢市障害児放課後等
支援施設条例の一部を改正する条例

(伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部改正)

第1条 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例(平成29年伊勢市条例第
4号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「、延長者等及び」を「及び」に、「(延長者等
の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する
者を含む。)」を「、延長者等」に改める。

(伊勢市障害児放課後等支援施設条例の一部改正)

第2条 伊勢市障害児放課後等支援施設条例(平成31年伊勢市条例第9号)
の一部を次のように改正する。

第9条及び第12条第1項中「の保護者」を「又はその保護者」に改め
る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第5号

伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第6号

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第13項の見出し中「令和4年3月」を「令和5年3月」に改め、同項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第7号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年伊勢市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第15条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年伊勢市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条

例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(平成17年伊勢市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第25条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び伊勢市職員給与条例(以下この項において「給与条例」という。)第25条第4項から第6項まで(伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第36条第1項から第3項まで若しくは第5項又は伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成20年伊勢市条例第1号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」

という。) から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 新給与条例第25条第2項に規定する特定管理職員(次号イにおいて「特定管理職員」という。) 107.5分の15
 - ウ 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
 - イ 特定管理職員 62.5分の10
- 3 令和3年12月に伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第25条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含

む。)及び伊勢市職員給与条例(以下この項において「給与条例」という。)第25条第4項から第6項まで(伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第36条第1項から第3項まで若しくは第5項又は伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成20年伊勢市条例第1号)第4条」とあるのは「第4条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項」と、「これらの規定」とあるのは「この規定」と、「、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合」とあるのは「167.5分の10」とする。

- 4 令和3年12月に市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例、伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例又は伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第25条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び伊勢市職員給与条例(以下この項において「給与条例」という。)第25条第4項から第6項まで(伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第36条第1項から第3項まで若しくは第5項又は伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成20年伊勢市条例第1号)第4条」とあるのは「第5条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費

に関する条例第3条第2項、第6条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例第3条第3項又は第7条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例第4条第3項」と、「、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合」とあるのは「222.5分の15」とする。

（委任）

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第8号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成17年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を次のように改める。

- 3 法律の規定により条例で定めるところにより戸籍に関し無料で証明を行うことができるとされているものについては、手数料を徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例

伊勢市奨学金支給条例（平成17年伊勢市条例第182号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「及び令和3年度」を「から令和4年度まで」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第10号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第11条の2各号列記以外の部分中「第22条」の次に「及び第23条」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第18条の2各号列記以外の部分中「第22条」の次に「及び第23条」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第22条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第23条及び第24条を次のように改める。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第23条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す

る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第18条の5又は第18条の8」と、「第14条第2項」とあるのは「第18条の5第2項」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第18条の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

5 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第18条の5又は第18条の8」と、「第14条第2項」とあるのは「第18条の5第2項」と、第5項中「第14条第3項」とあるのは「第18条の5第3項」と読み替えるものとする。

第24条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第23条の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第11号

伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第52条第1項の規定による特定用途制限地域内における畜舎等の用途の制限に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性に応じた合理的な土地利用を図り、もって本市における良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「基準時」とは、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により第4条の規定の適用を受けない認定畜舎等について、法第8条第1項の規定により引き続き第4条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、特定用途制限地域として都市計画決定の告示をした区域のうち低層住居専用地区において適用する。

(畜舎等の用途の制限)

第4条 前条の地区においては、畜舎（建築基準法別表第2（い）の項第1号から第9号までに掲げる建築物に附属する畜舎であって床面積の合計

が15平方メートル以下のものを除く。)及び高さが8メートルを超える堆肥舎を建築してはならない。

(既存の認定畜舎等に対する制限の緩和)

第5条 法第8条第1項の規定により前条の規定の適用を受けない認定畜舎等について、用途の変更を伴わない畜舎等の構造に変更を及ぼす行為(法第8条第2項第2号の行為をいう。)をする場合においては、同号及び同項第3号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

2 法第8条第1項の規定により前条の規定の適用を受けない認定畜舎等について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第8条第2項第2号及び第3号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ建築基準法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条の規定に適合しない認定畜舎等の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更を伴わないこと。

(畜舎等の敷地が低層住居専用地区の内外にわたる場合の措置)

第6条 畜舎等の敷地が低層住居専用地区の内外にわたる場合における第4条の規定の適用については、その畜舎等又はその敷地の全部について、その敷地の過半の属する地区に係る規定を適用する。

(公益上必要な畜舎等の特例)

第7条 第4条の規定にかかわらず、市長が当該地区における合理的な土

土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した畜舎等については、同条の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ伊勢市都市計画審議会（伊勢市都市計画審議会条例（平成17年伊勢市条例第157号）第1条の規定に基づき設置する伊勢市都市計画審議会をいう。）の意見を聴かななければならない。ただし、特例許可を受けた畜舎等の増築、改築又は移転について許可をする場合で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

(2) 増築又は改築後の畜舎等の用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

3 市長は、特例許可をする場合においては、第1条の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（伊勢市都市計画審議会条例の一部改正）

2 伊勢市都市計画審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）」を「、伊勢市特別用途地区にお

ける建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）及び伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例（令和4年伊勢市条例第11号）」に改める。

伊勢市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 12 号

伊勢市消防団条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団条例（平成 17 年伊勢市条例第 208 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を次のように改める。

（報酬）

第 11 条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

- 2 団員には、別表第 1 に定めるところにより年額報酬を支給する。
- 3 団員が災害、警戒、訓練等のため出動したときは、別表第 2 に定めるところにより出動報酬を支給する。
- 4 前項の規定による出動報酬は、月の初日からその月の末日までの期間の分を翌月の末日までに支給する。ただし、特別の事情があるときは、出動の都度支給することができる。

第 12 条中第 1 項及び第 2 項を削り、第 3 項を第 1 項とし、第 4 項を第 2 項とする。

別表第 1 区分の欄を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 11 条関係）

区分	出動内容	要件	支給額	
			単位	金額
災害	火災出動、水防出動、人命救助出動等の災害出動	活動時間（現場到着から現場引揚までの時間をいう。）が 1 時間以上のもの	1 災害。ただし、1 災害における活動時間が 7 時間 45 分	8,000 円 （この項ただし書に規定する場合で、

			を超え、かつ、2日以上に及ぶときは、当該災害については、1日を単位とする。	活動時間が1時間未満の日は、当該災害にあつては、4,000円)
		活動時間（現場到着から現場引揚までの時間をいう。）が1時間未満のもの	1 災害	4,000円
警戒	危険箇所警ら、災害被害調査等の災害警戒等の出動	消防長が認め、消防団長の命による活動時間（実質の警戒・警ら時間をいう。）が2時間以上のもの	1 警戒	5,000円
		消防長が認め、消防団長の命による活動時間（実質の警戒・警ら時間をいう。）が2時間未満のもの	1 警戒	4,000円
訓練	市の防災訓練、夏	消防長が認め、消	1 訓練	5,000円

	期訓練、出初式、 操法大会等の総 合訓練	防団長の命による もの		
その 他	救急法指導	消防長が認め、消 防団長の命による もの	1回	4,000円
	学校入校	消防大学校又は消 防学校への入校	1日	4,000円
	年末警備、催物警 備等	消防長が認め、消 防団長の命による もの	1警備	4,000円
	行方不明者等の 捜索	消防長が認め、消 防団長の命による もの	1日	4,000円
	会議又は打合せ (消防長が認め、 消防団長の命に よるものに限 る。)	会議時間が2時間 以上のもの	1回	4,000円
		会議時間が2時間 未満のもの	1回	2,000円
	予防広報巡ら、防 火キャンペーン 等の広報活動(消 防長が認め、消防 団長の命による ものに限る。)	広報時間の合計が 2時間以上のもの	1日	4,000円
		広報時間の合計が 2時間未満のもの	1日	2,000円

機械器具点検	点検時間が2時間以上のもの	1回	4,000円
	点検時間が2時間未満のもの	1回	2,000円
自主訓練（訓練計画を消防団長に届け出て、消防長が認めたものに限る。）	訓練時間が2時間以上のもの	1回	4,000円
	訓練時間が2時間未満のもの	1回	2,000円
その他活動等（消防長が認め、消防団長の命による上記に該当しないものをいう。）	活動等の時間が2時間以上のもの	1回	4,000円
	活動等の時間が2時間未満のもの	1回	2,000円

備考 機械器具点検と自主訓練を一体として実施した場合は、主となる一方の出動報酬を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊勢市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に活動等を開始する出動に係る出動報酬について適用する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第13号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第14号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第18条中「63万円」を「65万円」に改める。

第18条の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第22条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第18条、第18条の10及び第22条の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第15号

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成17年伊勢市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表産業建設委員会の項中「、国体推進局」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第16号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条

第26項第3号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第17項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第17号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第7項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第13項中「附則第8項」を「附則第7項、第8項」に、「附則第12項の「前年度分」を「同項の「前年度分」に改める。

附則第14項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市障害児放課後等支援施設条例施行規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

令和4年3月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第9号

伊勢市障害児放課後等支援施設条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市障害児放課後等支援施設条例施行規則（平成31年伊勢市規則第
15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10人」を「13人」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 10 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表総務部の部総務課の項中「庶務係」を「法制係」に改め、同表国体推進局の部を削る。

第 5 条の表総務部の部総務課の款庶務係の項を次のように改める。

法制係

- (1) 条例、規則等の審査及び公布に関すること。
- (2) 公告式及び公示に関すること。
- (3) 議会の招集及び議案に関すること。
- (4) 議会及び他の執行機関との連絡調整に関すること。
- (5) 例規類集の編集に関すること。
- (6) 公報の編集発行に関すること。
- (7) 行政手続の総括に関すること。
- (8) 訴訟の総括に関すること。
- (9) 公平委員会に関すること。
- (10) 伊勢市行政不服審査会に関すること。
- (11) いじめ問題調査委員会に関すること。
- (12) 財産区に関すること。

第 5 条の表総務部の部総務課の款情報公関係の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 伊勢市情報公開・個人情報保護審査会に関すること。

第 5 条の表総務部の部総務課の款情報公関係の項に次の 7 号を加える。

- (5) 文書の収受、配布及び発送に関すること。
- (6) 公印の保管に関すること。
- (7) 町又は字の名称及び区域に関すること。
- (8) 市の廃置分合及び境界変更の手續に関すること。
- (9) 市長の事務の引継ぎに関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。
- (11) 部内の調整に関すること。

第5条の表危機管理部の部危機管理課の款防犯係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同表健康福祉部の部高齢・障がい福祉課の款障がい福祉係の項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 障がいの理解促進に関すること。

第5条の表健康福祉部の部福祉総務課の款福祉法人監査係の項第1号中「定款の認可、報告の徴収、検査、業務停止命令等及び解散命令」を「認可、報告の徴収、検査、命令、助言、指導等」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 社会福祉連携推進法人に関する認定、認定の取消し、報告の徴収、検査、助言、指導等に関すること。

第5条の表健康福祉部の部福祉生活相談センターの款共生事業係の項第4号及び国体推進局の部を削る。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第2条 伊勢市公印規則（平成17年伊勢市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表局長印の部



の項を削り、同表出納員印の項中

「

保育課長	13
------	----

」を「

保育課長	11
------	----

」に、

「

観光誘客課の所管事務に係る諸収入金の収納	観光誘客課長	1
国体総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	国体総務課長	1
国体競技課の所管事務に係る諸収入金の収納	国体競技課長	1

」を

「

観光誘客課の所管事務に係る諸収入金の収納	観光誘客課長	1
----------------------	--------	---

」に改める。

(伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則（令和2年伊勢市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表福井敏人の項中「、国体推進局」を削る。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第4条 伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表国体推進局の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢うどん調査研究委員会規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第11号

伊勢うどん調査研究委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢うどん調査研究委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、情報戦略局文化政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市の花・木・鳥選考委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 12 号

伊勢市の花・木・鳥選考委員会規則を廃止する規則

伊勢市の花・木・鳥選考委員会規則（令和 3 年伊勢市規則第 28 号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第13号

伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊勢市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第12号及び第13号中「6月以上継続勤務しているもの」を「6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」に改める。

第16条第1項中「、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、「及び特定職」を「及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改める。

第17条第1項中「があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を「があるもの」に改める。

第17条の2第1項中「、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削る。

(伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員の育児休業等に関する規則（平成17年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条第4号ア(ウ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

第14条の3（見出しを含む。）中「第21条第2号イ」を「第21条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第14号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の見出し中「令和4年3月」を「令和5年3月」に改め、同項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

別表第1中 「

徴収事務支援員		1	13	21
---------	--	---	----	----

」

を

技術支援員		1	13	21
徴収事務支援員		1	13	21

 に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例施行規則を

ここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第15号

伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例（令和4年伊勢市条例第11号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例許可)

第2条 特例許可については、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則（平成24年伊勢市規則第21号）第2条から第5条までの規定の例による。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則及び伊勢市消防団規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第16号

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則及び伊勢市消防団規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表消防手当の項中「として出場し」を「として出動し」に、「緊急出場し」を「緊急出動し」に改める。

(伊勢市消防団規則の一部改正)

第2条 伊勢市消防団規則(平成17年伊勢市規則第166号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(出動)」に改め、同条第1項中「出場しては」を「出動しては」に改め、同条第2項中「災害出場する」を「災害出動する」に改める。

第14条第1項中「出場」を「出動」に改め、同条第2項中「消防応援出場区分」を「消防応援出動区分」に改める。

別表第3中「消防応援出場区分」を「消防応援出動区分」に、「出場分団名」を「出動分団名」に、「市外応援出場」を「市外応援出動」に改め、同表備考中「出場分団」を「出動分団」に、「出場を」を「出動を」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第17号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第12号中「株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き、担保」を「担保」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和4年 月 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第18号

伊勢市個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則

(伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市個人情報保護条例施行規則(平成17年伊勢市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号中「、国民年金手帳その他これら」を「その他これ」に改める。

様式第10号、様式第22号及び様式第31号中「国民年金手帳 その他()」を「その他()」に改める。

(伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第2条 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年伊勢市規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「・年金手帳」を削る。

(伊勢市保育所の利用に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市保育所の利用に関する規則(平成27年伊勢市規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「・年金手帳」を削る。

(伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第4条 伊勢市立認定こども園条例施行規則(平成22年伊勢市規則第32号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「・年金手帳」を削る。

(伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第92号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「、年金手帳」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第19号

伊勢市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市情報公開条例施行規則（平成17年伊勢市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「写し」の次に「その他実施機関が定めるもの」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第20号

職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「通用期間が支給単位期間（条例第13条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第13条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 市長の定める額

第14条第2項第1号中「1箇月あたりの運賃等相当額等（」を「1箇月あたりの運賃等相当額等（」に、「、1箇月あたり」を「、1箇月当たり」に、「前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月あたりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当

たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合
市長の定める額

第14条第2項第2号中「あたり」を「当たり」に改め、同号ア中「イ」を「イ及びウ」に改め、同号イ中「支給されている場合」を「支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。)」に、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前号イに掲げる場合 市長の定める額

第15条第1項第1号中「当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 市長の定める期間

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に6箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、職員の通勤手当支給に関する規則第13条第2項、第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第16条第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則及び伊勢市技能労務会計
年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改
正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第21号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則及び伊勢市技能労務
会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則
の一部を改正する規則

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和2年伊勢市
規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1 事務支援員の項の次に次のように加える。

保育所等事務支援員	伊勢市立保育所条例(平成17年伊勢市条例第88号)第1条の規定により設置された保育所、伊勢市立認定こども園条例(平成22年伊勢市条例第24号)第1条の規定により設置された伊勢市立認定こども園、伊勢市子育て支援センター条例(令和元年伊勢市条例第10号)第1条の規定により設置された伊勢市子育て支援センター又は伊勢市児童発達支援センター条例(令和2年伊勢市条例第40号)第1条の規定により設置された伊勢市児童発達支援センター(以下「保育所等」という。)に勤務する者	1	17	25
-----------	--	---	----	----

別表第1 看護師の項の次に次のように加える。

保育所等看護師	保育所等に勤務する者	1	50	58
---------	------------	---	----	----

別表第1 保育補助員の項中「8」を「12」に、「16」を「20」に改め、同表保育士（2種）の項中「18」を「22」に、「26」を「30」に改め、同表保育士（1種）の項中「27」を「31」に、「35」を「39」に改め、同表相談支援専門員の項中「53」を「62」に、「61」を「70」に改め、同項の次に次のように加える。

発達支援事務補助員		1	18	26
-----------	--	---	----	----

（伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正）

第2条 伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（令和2年伊勢市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2 職種の項中「基準号給」を「基礎号給」に改め、同表業務員の項の次に次のように加える。

保育所等業務員（伊勢市立保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）第1条の規定により設置された保育所又は伊勢市立認定こども園条例（平成22年伊勢市条例第24号）第1条の規定により設置された伊勢市立認定こども園に勤務する者）	29号給	37号給
---	------	------

別表第2 調理士の項及び幼稚園業務員の項中「25号給」を「29号給」に、「33号給」を「37号給」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「改正後の給与等規則」

という。)別表第1及び第2条の規定による改正後の伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(以下「改正後の技能労務給与等規則」という。)別表第2の規定は、令和4年2月1日から適用する。

(号給の切替え)

2 令和4年2月1日(以下「切替日」という。)の前日において次の表の切替日の前日の職種の欄に掲げられている職種に従事し、切替日に同表の切替日の職種の欄に掲げる職種に従事していた会計年度任用職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表の新号給の欄に定める号給とする。この場合において、次の表の新号給の欄に定める号給が、改正後の給与等規則別表第1又は改正後の技能労務給与等規則別表第2の上限号給の欄に定める号給を超えるときは、次の表の新号給の欄に定める号給を当該会計年度任用職員の号給の上限とする。

切替日の前日の職種	切替日の職種	旧号給	新号給
事務支援員	保育所等事務支援員	13号給	17号給
		14号給	18号給
		15号給	19号給
		16号給	20号給
		17号給	21号給
		18号給	22号給
		19号給	22号給
		20号給	23号給
		21号給	23号給

看護師	保育所等看護師	44号給	50号給
		45号給	51号給
		46号給	52号給
		47号給	53号給
		48号給	55号給
		49号給	56号給
		50号給	58号給
		51号給	59号給
		52号給	60号給
		53号給	62号給
保育補助員	保育補助員	8号給	12号給
		9号給	13号給
		10号給	14号給
		11号給	15号給
		12号給	16号給
		13号給	17号給
		14号給	18号給
		15号給	19号給
		16号給	20号給
保育士（2種）	保育士（2種）	18号給	22号給
		19号給	22号給
		20号給	23号給
		21号給	23号給
		22号給	25号給
		23号給	26号給

		24号給	27号給
		25号給	29号給
		26号給	30号給
保育士（1種）	保育士（1種）	27号給	31号給
		28号給	32号給
		29号給	33号給
		30号給	34号給
		31号給	35号給
		32号給	36号給
		33号給	38号給
		34号給	39号給
		35号給	40号給
		36号給	41号給
		37号給	42号給
		38号給	43号給
		39号給	44号給
		40号給	45号給
相談支援専門員	相談支援専門員	53号給	62号給
		54号給	63号給
		55号給	64号給
		56号給	66号給
		57号給	66号給
		58号給	67号給
		59号給	68号給
		60号給	69号給

		61号給	70号給
業務員	保育所等業務員	25号給	29号給
		26号給	30号給
		27号給	31号給
		28号給	32号給
		29号給	33号給
		30号給	34号給
		31号給	35号給
		32号給	36号給
		33号給	36号給
		調理士	調理士
26号給	30号給		
27号給	31号給		
28号給	32号給		
29号給	33号給		
30号給	34号給		
31号給	35号給		
32号給	36号給		
33号給	36号給		
幼稚園業務員	幼稚園業務員		
		26号給	30号給
		27号給	31号給
		28号給	32号給
		29号給	33号給
		30号給	34号給

		31号給	35号給
		32号給	36号給
		33号給	36号給

- 3 切替日の前日に前項の表の切替日の前日の職種の欄に掲げる職種に従事していた会計年度任用職員に伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則第4条の規定を適用する場合には、当該職種に従事した期間については、同表の切替日の職種に従事した経験年数とみなして同条の規定を適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与等規則又は改正後の技能労務給与等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与又は第2条の規定による改正前の伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等規則又は改正後の技能労務給与等規則の規定による給与の内払とみなす。

伊勢市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第22号

伊勢市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の退職管理に関する規則（平成28年伊勢市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 市立伊勢総合病院薬剤部長

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第23号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 24 号

伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市産業支援センター条例施行規則（平成 24 年伊勢市規則第 18 号）
の一部を次のように改正する。

別表帯鋸の項、自動一面鉋盤の項、手押鉋盤の項、万能丸鋸盤の項及び
横切り機の項を削り、同表卓上ボール盤の項中「〃」を「1 時間当たり」
に改め、同表木工旋盤の項及び原子吸光分析装置の項を削る。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

伊勢市産業支援センター研修室等利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者）

連絡先電話

次のとおり、伊勢市産業支援センター研修室等の利用許可を申請します。
 なお、利用に当たっては、利用条件を守ります。

利用日時	午前 年 月 日 時 分 から 午前 午後 午後		
利用目的			
利用予定人数		人	
利用施設	施設	本 棟	<input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 開放試験室
		実習棟	<input type="checkbox"/> 材料試験室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 漆芸室 <input type="checkbox"/> 作業実習室
	機械等備品	作業実習室	<input type="checkbox"/> 卓上ボール盤 <input type="checkbox"/> 糸のこぎり盤 <input type="checkbox"/> バフ <input type="checkbox"/> グラインダー <input type="checkbox"/> ベルトサンダー <input type="checkbox"/> エアプラズマ溶接機 <input type="checkbox"/> 定温乾燥機
		材料試験室	<input type="checkbox"/> 万能試験機 <input type="checkbox"/> 衝撃試験機
		開放試験室	<input type="checkbox"/> 天秤 <input type="checkbox"/> 分光光度計 <input type="checkbox"/> ガスクロマトグラフ <input type="checkbox"/> 蛍光 X 線分析装置 <input type="checkbox"/> 恒温恒湿器 <input type="checkbox"/> 定温恒湿器 <input type="checkbox"/> 定温乾燥機 <input type="checkbox"/> マッフル炉

※利用しようとする施設及び機械等備品の□欄にチェックを入れてください。

様式第4号を次のように改める。

第 年 月 日 号

伊勢市産業支援センター研修室等利用許可書

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のあった伊勢市産業支援センター研修室等を利用することについて、下記のとおり許可します。

利用日時	午前 年 月 日 時 分 から 午前 時 分 まで 午後 午後		
利用目的			
利用予定人数	人		
利用施設	施設	本棟	<input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 開放試験室
		実習棟	<input type="checkbox"/> 材料試験室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 漆芸室 <input type="checkbox"/> 作業実習室
	機械等備品	作業実習室	<input type="checkbox"/> 卓上ボール盤 <input type="checkbox"/> 糸のこぎり盤 <input type="checkbox"/> バフ <input type="checkbox"/> グラインダー <input type="checkbox"/> ベルトサンダー <input type="checkbox"/> エアプラズマ溶接機 <input type="checkbox"/> 定温乾燥機
		材料試験室	<input type="checkbox"/> 万能試験機 <input type="checkbox"/> 衝撃試験機
		開放試験室	<input type="checkbox"/> 天秤 <input type="checkbox"/> 分光光度計 <input type="checkbox"/> ガスクロマトグラフ <input type="checkbox"/> 蛍光 X 線分析装置 <input type="checkbox"/> 恒温恒湿器 <input type="checkbox"/> 定温恒湿器 <input type="checkbox"/> 定温乾燥機 <input type="checkbox"/> マッフル炉
利用料金	利用料金	円	施設料 円 円 機械等備品利用料 円
		減免額	円（施設料 円、機械等備品利用料 円）
	差引利用料金	円（施設料 円、機械等備品利用料 円）	

様式第 12 号を次のように改める。

伊勢市産業支援センター利用料金減免申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

住所 (所在地)

氏名 (名称)

(代表者)

連絡先電話

伊勢市産業支援センターの利用料金の減額又は免除について、次のとおり申請します。

利用日時	午前 年 月 日 時 分 から 午前 時 分 まで 午後 午後	
利用目的		
利用予定人数	人	
利用施設	施設	本 棟 <input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 開放試験室
		実習棟 <input type="checkbox"/> 材料試験室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 漆芸室 <input type="checkbox"/> 作業実習室
	機械等備品	作業実習室 <input type="checkbox"/> 卓上ボール盤 <input type="checkbox"/> 糸のこぎり盤 <input type="checkbox"/> バフ <input type="checkbox"/> グライNDER <input type="checkbox"/> ベルトサンダー <input type="checkbox"/> エアプラズマ溶接機 <input type="checkbox"/> 定温乾燥機
		材料試験室 <input type="checkbox"/> 万能試験機 <input type="checkbox"/> 衝撃試験機
	開放試験室 <input type="checkbox"/> 天秤 <input type="checkbox"/> 分光光度計 <input type="checkbox"/> ガスクロマトグラフ <input type="checkbox"/> 蛍光 X 線分析装置 <input type="checkbox"/> 恒温恒湿器 <input type="checkbox"/> 定温恒湿器 <input type="checkbox"/> 定温乾燥機 <input type="checkbox"/> マッフル炉	
減額又は免除する理由		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市産業支援センター条例施行規則に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市産業支援センター条例施行規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第25号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年伊勢市規則第64号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「7万3,090円」を「7万5,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「3万6,500円」を「3万7,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第26号

伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年伊勢市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市スマートシティ推進事業業務受託者選定委員会規則等を廃止する

規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 27 号

伊勢市スマートシティ推進事業業務受託者選定委員会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 伊勢市スマートシティ推進事業業務受託者選定委員会規則（令和 4 年伊勢市規則第 5 号）
- (2) 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則（令和 4 年伊勢市規則第 4 号）
- (3) 伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定委員会規則（令和 3 年伊勢市規則第 33 号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第2号

伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則
を廃止する規則

伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則（令和3
年伊勢市教育委員会規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第3号

伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会公印規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表委員会印の項、事務局印の項、部長印の項及び課長印の項中「れい書」を「隷書」に改め、同表学校印の項及び学校長印の項中「34」を「32」に、「れい書」を「隷書」に改め、同表幼稚園印の項中

てん書	方54	賞状証書用	各幼稚園	9
れい書	方24	幼稚園名の文書	同	8
てん書	方15	幼稚園名の文書	同	1

を

てん書	方54	賞状証書用	各幼稚園	2
隷書	方24	幼稚園名の文書	同	2

に改め、同

表幼稚園長印の項中「れい書」を「隷書」に、「9」を「2」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第4号

伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則（令和2年伊勢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4の規定により教育職員を労働させる場合には、当該教育職員についての前2項に規定する上限の適用については、前2項中「45時間」とあるのは「42時間」と、第1項中「360時間」とあるのは「320時間」とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第5号

伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則（令和2年伊勢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

A L Tコーディネーター	1	13	21
---------------	---	----	----

」 を

「

幼稚園事務支援員	1	17	25
A L Tコーディネーター	1	13	21

」 に改める。

別表第1幼稚園補助員の項中「8」を「12」に、「16」を「20」に改め、同表幼稚園教諭の項中「23」を「26」に、「31」を「34」に改め、同表幼稚園教諭（副担任）の項中「25」を「29」に、「33」を「37」に改め、同表幼稚園教諭（副担任）（8年経過）の項を削り、同表幼稚園教諭（担任）の項中「34」を「39」に、「42」を「47」に改め、同表養護教諭の項中「23」を「26」に、「31」を「34」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、令和4年2月1日から適用する。

（号給の切替え）

- 2 令和4年2月1日（以下「切替日」という。）の前日において、次の表の切替日の前日の職種の欄に掲げられている職種に従事し、切替日に同

表の切替日の職種の欄に掲げる職種に従事していた会計年度任用職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給に同表の加算号給数の欄に定める数を加えた号給とする。

切替日の前日の職種	切替日の職種	加算号給数
事務支援員	幼稚園事務支援員	4
幼稚園補助員	幼稚園補助員	4
養護教諭	養護教諭	3

- 3 切替日の前日に前項の表の切替日の前日の職種の欄に掲げる職種に従事していた会計年度任用職員に伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則第2条の規定によりその例によることとされる伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則第4条の規定を適用する場合においては、当該職種に従事した期間については、同表の切替日の職種に従事した経験年数とみなして同条の規定を適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第6号

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第7号中「期間」の次に「（男性の外国語指導助手にあつては、その子の当該外国語指導助手以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該外国語指導助手がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）」を加え、同項中第13号を削り、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度の7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する5日の範囲以内の期間

第6条第1項に次の1号を加える。

(14) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が特に認める場合 必要と認められる期間

第6条第2項中「第13号」を「第11号から第14号まで」に、「第8号及び第10号から第12号まで」を「同項第8号及び第10号」に改める。

第7条第1項中「、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、「特定職に」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改める。

第8条第1項中「、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第7号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

不登校等長期欠席児童生徒報告書

()月分

毎月5日までに報告

番号	学年	学校 児童生徒名	欠 席 日 数 等														備考	
			月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計		
1			欠席日数															
			遅刻・早退															
2			欠席日数															
			遅刻・早退															
3			欠席日数															
			遅刻・早退															
4			欠席日数															
			遅刻・早退															
5			欠席日数															
			遅刻・早退															
6			欠席日数															
			遅刻・早退															
7			欠席日数															
			遅刻・早退															
8			欠席日数															
			遅刻・早退															
9			欠席日数															
			遅刻・早退															
10			欠席日数															
			遅刻・早退															

様式第3号を次のように改める。

小学校児童指導要録

（学籍に関する記録）

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学 級							
整理番号							

学 籍 の 記 録							
児 童	ふりがな 児童名		性 別		入学・編入学等	年 月 日 第 学年入学 第 学年編入学	
	生年月日	年 月 日 生		転入学	年 月 日 第 学年転入学		
	現住所						
保 護 者	ふりがな 保護者名			転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日		
	現住所			卒 業	年 月 日		
入学前の経歴				進 学 先			
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)							
年 度	年度		年度		年度		
区分	学年	1	2	3			
校長名							
学級担任者名							
年 度	年度		年度		年度		
区分	学年	4	5	6			
校長名							
学級担任者名							

様式第3号の3を次のように改める。

中 学 校 生 徒 指 導 要 録

(学籍に関する記録)

区分 \ 学年	1	2	3
学 級			
整理番号			

学 籍 の 記 録					
生 徒	ふりがな		性別	入学・編入学等	年 月 日 第 学年入学
	生徒名				第 学年編入学
	生年月日	年 月 日 生	転入学	年 月 日 第 学年転入学	
	現住所				
保 護 者	ふりがな		転学・退学等	(年 月 日)	
	保護者名			年 月 日	
入 学 前 の 経 歴	現住所		卒 業	年 月 日	
			進 学 先 ・ 就 職 先 等		
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)					
年 度	年度	年度	年度		
区分 \ 学年	1	2	3		
校長名					
学級担任者名					

様式第6号を次のように改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号の2を削る。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号(第10条関係)

年 月 伊勢市立 小学校 児童(生徒)出欠席 月末統計表										
学年	在籍児童(生徒)数			出席 総数	欠席総数			忌引	出席 停止	在籍に対する 平均出席率 (%)
	男	女	計		病気	事故	計			
第1学年										
第2学年										
第3学年										
第4学年										
第5学年										
第6学年										
特別支援学級										
計										
授業日数		長期欠席者数								
日										

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市公平委員会の公開会議等の傍聴に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

令和4年3月28日

伊勢市公平委員会委員長 齋藤 平

伊勢市公平委員会規則第1号

伊勢市公平委員会の公開会議等の傍聴に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市公平委員会の公開会議等の傍聴に関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「自己の住所、氏名、年齢及び職業」を「その旨」に改める。

第5条の見出し中「心得」を「遵守事項」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4号中「喧躁」を「けんそう」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 主宰者の許可なく撮影、録音その他これらに類する行為を行わないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

令和4年3月28日

伊勢市公平委員会委員長 齋藤 平

伊勢市公平委員会規則第2号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第1条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成18年伊勢市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「署名押印して正副各1通を」を「署名して」に改める。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第2条 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成18年伊勢市公平委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「正副各1通」を削り、同条第2項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第3項中「正副ともに」を削る。

第6条第5項中「副本」を「写し」に改める。

第9条第1項中「正副各1通」を削り、同条第2項中「副本」を「写し」に改め、「正副各1通」を削り、同条第3項中「副本」を「写し」に改める。

第17条第4項中「記名押印して、正副各1通を」を「記名して」に改める。

(公平審理の手続等に関する細則の一部改正)

第3条 公平審理の手続等に関する細則(平成18年伊勢市公平委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「署名押印して」を「署名して」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号中「印」を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考第1号を削り、同様式備考第

2号中「正副ともに」を削り、同号を同様式備考第1号とし、同様式備考第3号から同様式備考第6号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第5号中「㊟」を削る。

様式第6号中「副本1通」を「写し」に、「副本を」を「写しを」に改める。

様式第7号の1から様式第7号の3までの規定中「㊟」を削る。

様式第9号の1備考第1号を削り、同様式備考第2号中「副本」を「写し」に改め、同号を同様式備考とする。

様式第9号の2及び様式第9号の3中「第61条第1項」を「第61条第1号」に改める。

様式第10号の1中「㊟」を削り、同様式備考第2号を削り、同様式備考第1号を同様式備考とする。

様式第10号の2から様式第12号までの規定中「㊟」を削る。

様式第13号中「第61条第1項」を「第61条第1号」に改め、「並びに印鑑」を削る。

様式第14号中「㊟」を削る。

様式第15号中「第61条第1項」を「第61条第1号」に改める。

様式第16号中「㊟」を削る。

様式第17号中「第61条第1項」を「第61条第1号」に改める。

様式第18号の2備考第1号を削り、同様式備考第2号中「副本」を「写し」に改め、同号を同様式備考とする。

様式第18号の3中「㊟」を削り、同様式備考第2号を削り、同様式備考第1号を同様式備考とする。

様式第19号及び様式第20号中「㊟」を削る。

様式第21号の1中「㊟」及び「印」を削り、同様式備考第1号を削り、同様式備考第2号を同様式備考とする。

様式第21号の2中「副本一通」を「写し」に、「副本を」を「写しを」に改める。

様式第22号中「㊟」を削り、同様式備考第1号を削り、同様式備考第2号を同様式備考第1号とし、同様式備考第3号から同様式備考第5号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第23号中「㊟」を削る。

(伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部改正)

第4条 伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「正副各1通」を削り、同条第4項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改め、同条第5項中「正副共に」を削る。

第6条第4項中「副本」を「写し」に改める。

第14条第2項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

(伊勢市地方公務員法第38条の2第7項の規定に基づく再就職者からの依頼等の届出に関する規則の一部改正)

第5条 伊勢市地方公務員法第38条の2第7項の規定に基づく再就職者からの依頼等の届出に関する規則（平成28年伊勢市公平委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

参考様式中「㊟」を削る。

(伊勢市職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第6条 伊勢市職員団体の登録等に関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第4号、様式第5号及び様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和4年3月28日

伊勢市公平委員会委員長 齋藤 平

伊勢市公平委員会規則第3号

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「総務部総務課庶務係長」を「総務部総務課法制係長」に改め、同表教育委員会の部教育研究所の項中「所長」を「所長及び副参事」に改め、同表選挙管理委員会事務局の項中「事務局長」を「事務局長及び副参事」に改め、同表農業委員会事務局の項中「、事務局長」を「及び事務局長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する訓令

(伊勢市経営戦略会議規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市経営戦略会議規程（平成17年伊勢市訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

(伊勢市デジタル推進本部規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市デジタル推進本部規程（令和 3 年伊勢市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号から第18号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 3 条 伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 (1) の表 5 の項中「防犯及び暴力追放」を「防犯の推進」に改め、同表 6 の項を削り、同表 7 の項中「の支援のための施策の推進」を削り、同項を同表 6 の項とする。

別表第 2 の 7 (6) の表 6 の項中「業務停止命令等及び解散命令並びに運営に対する指導等」を「命令、助言、指導等」に改め、同表中 7 の項を 8 の項とし、6 の項の次に次のように加える。

7 社会福祉連 携推進法人に 関する認定、 認定の取消 し、報告の徴	特に重要 又は異例	重要	輕易	定例的か つ輕易	
--	--------------	----	----	-------------	--

収、検査、助 言、指導等に 関すること。					
----------------------------	--	--	--	--	--

別表第2の7(7)の表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とする。

別表第2中9の表を削り、10の表を9の表とし、11の表を10の表とし、12の表を11の表とする。

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第4条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第43条第1号を次のように改める。

- (1) 所管課長は、毎年度、文書管理システムにより作成する保管又は保存期間が満了した文書の一覧表の内容を確認し、当該文書の廃棄の可否について意見を付して総務課長に提出しなければならない。

第43条第2号中「一覧表」の次に「及びこれに付された意見」を加える。

別表第1国総の項及び国競の項を削る。

(伊勢市契約審査委員会規程の一部改正)

第5条 伊勢市契約審査委員会規程（平成17年伊勢市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市消防署処務規程等の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年3月31日

伊勢市消防長 中 芝 育 史

伊勢市消防本部訓令第1号

伊勢市消防署処務規程等の一部を改正する訓令

(伊勢市消防署処務規程の一部改正)

第1条 伊勢市消防署処務規程(平成17年伊勢市消防本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表警備第1及び警備第2指揮係の項第4号中「火災出場及び救助出場等」を「火災出動、救助出動等」に改め、同表警備第1及び警備第2救助係の項第6号中「警備第1及び警備第2の項(9)から(12)号まで」を「警備第1及び警備第2警防係の項第9号から第12号まで」に改める。

(伊勢市消防吏員服装規程の一部改正)

第2条 伊勢市消防吏員服装規程(平成17年伊勢市消防本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条中「災害出場」を「災害出動」に改める。

(伊勢市消防本部(署)信号規程の一部改正)

第3条 伊勢市消防本部(署)信号規程(平成17年伊勢市消防本部訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「災害出場信号」を「災害出動信号」に改め、同条第2項中「災害出場信号」を「災害出動信号」に、「災害出場を」を「災害出動を」に改める。

別表災害出場信号の項中「災害出場信号」を「災害出動信号」に改める。

(伊勢市火災調査規程の一部改正)

第4条 伊勢市火災調査規程(令和3年伊勢市消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

様式第25号中「出場車両」を「出動車両」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にある第4条の規定による改正前の伊勢市火災調査規程様式第25号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の伊勢市火災調査規程様式第25号によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月28日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第1号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第11項の見出し中「令和4年3月」を「令和5年3月」に改め、同項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月28日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第2号

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表防犯相談員の項中「29」を「37」に、「37」を「45」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和4年2月から令和4年9月までの間の給料の調整額に関する特例)

19 令和4年2月1日から令和4年9月30日までの間において、保健師、助産師、看護師及び准看護師については、条例第4条の規定による給料の調整を行う。

20 前項の規定による給料の調整額は、3,000円とする。

(市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正)

第2条 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(令和4年2月から令和4年9月までの間に病院企業会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給の基準に関する特例)

12 令和4年2月1日(以下「切替日」という。)から令和4年9月30日までの間における別表第3の1の表の規定の適用については、同表看護師(1種)の項中「25」とあるのは「28」と、「33」とあるのは「36」とし、同表看護師(2種)の項中「53」とあるのは「56」と、

「61」とあるのは「64」とし、同表看護師（3種）の項中「49」とあるのは「52」と、「57」とあるのは「60」とし、同表准看護師（1種）の項中「9」とあるのは「11」と、「17」とあるのは「19」とし、同表准看護師（2種）の項中「37」とあるのは「39」と、「45」とあるのは「47」とし、同表准看護師（3種）の項中「33」とあるのは「35」と、「41」とあるのは「43」とする。

（号給の切替え）

- 13 切替日の前日において、次の表の切替日の前日の職種の欄に掲げる職種に従事し、切替日に同表の切替日の職種の欄に掲げる職種に従事していた会計年度任用職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表の新号給の欄に定める号給とする。

切替日の前日の職種	切替日の職種	旧号給	新号給
看護師（1種）	看護師（1種）	25号給	28号給
		26号給	29号給
		27号給	30号給
		28号給	31号給
		29号給	32号給
		30号給	33号給
		31号給	34号給
		32号給	35号給
		33号給	36号給
看護師（2種）	看護師（2種）	53号給	56号給
		54号給	57号給
		55号給	58号給

		56号給	59号給
		57号給	60号給
		58号給	61号給
		59号給	62号給
		60号給	63号給
		61号給	64号給
看護師（3種）	看護師（3種）	49号給	52号給
		50号給	53号給
		51号給	54号給
		52号給	55号給
		53号給	56号給
		54号給	57号給
		55号給	58号給
		56号給	59号給
		57号給	60号給
准看護師（1種）	准看護師（1種）	9号給	11号給
		10号給	12号給
		11号給	13号給
		12号給	14号給
		13号給	15号給
		14号給	16号給
		15号給	17号給
		16号給	18号給
		17号給	19号給
准看護師（2種）	准看護師（2種）	37号給	39号給

		38号給	40号給
		39号給	41号給
		40号給	42号給
		41号給	43号給
		42号給	44号給
		43号給	45号給
		44号給	46号給
		45号給	47号給
准看護師（3種）	准看護師（3種）	33号給	35号給
		34号給	36号給
		35号給	37号給
		36号給	38号給
		37号給	39号給
		38号給	40号給
		39号給	41号給
		40号給	42号給
		41号給	43号給

（令和4年2月から令和4年9月までの間におけるパートタイム病院
企業会計年度任用職員の給料の額に関する特例）

- 14 切替日から令和4年9月30日までの間におけるパートタイム病院企業会計年度任用職員に対する第5条の規定の適用については、同条第1項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第12項及び第13項」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、第1条の規定による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）及び第2条の規定による改正後の市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（以下「改正後の非常勤職員規程」という。）の規定は、令和4年2月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与規程及び改正後の非常勤職員規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与又は第2条の規定による改正前の市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程又は改正後の非常勤職員規程の規定による給与の内払とみなす。

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第4号

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 薬剤部

第2条第3項中「(薬局を含む。以下同じ。)」を削り、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 臨床工学室 臨床工学係

第2条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項を次のように改める。

4 薬剤部に薬局を置き、薬局に次の係を置く。

(1) 調剤係 服薬指導係 医薬品情報係

第2条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 健診センター(以下「センター」という。)に、次の室及び係を置く。

(1) 健診センター室 健診管理係 健康支援係

第4条の表薬局の部を削り、同表臨床工学室の部を次のように改める。

臨床工学室

臨床工学係

(1) 生命維持管理装置その他医療機器の操作及び保守点検に関すること。

(2) 生命維持管理装置の取扱いに関する教育及び指導に関するこ

と。

- (3) 臨床工学の研究に関すること。

第4条の次に次の1条を加える。

(薬剤部の事務分掌)

第4条の2 薬剤部の薬局及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

薬局

調剤係

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
- (2) 医薬品の検査、出納及び保管に関すること。
- (3) 麻薬、劇毒薬及び劇毒物の管理に関すること。
- (4) 処方箋の整理及び保管に関すること。

服薬指導係

- (1) 患者の服薬指導に関すること。
- (2) 薬事の研究に関すること。

医薬品情報係

- (1) 医薬品に関する情報の管理に関すること。
- (2) 医薬品の治験に関すること。

第5条を次のように改める。

(健診センターの事務分掌)

第5条 センターの室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

健診センター室

健診管理係

- (1) 健康診断、人間ドック等の予約受付に関すること。
- (2) 健康診断料等の調定、請求及び収納に関すること。
- (3) その他健康診断、人間ドック等に関すること（健康支援係の所管に属するものを除く。）。

健康支援係

- (1) 健康診断、人間ドック等の実施に関すること。
- (2) 特定健診及び特定保健指導の実施に関すること。
- (3) 健康診断、人間ドック等の検査記録の管理、検査結果の発送等に関すること。

第6条の2に見出しとして「(医療安全管理室の事務分掌)」を付する。

第10条第1項中「必要があるときは」の次に「、医療技術部、薬剤部」を加え、同条第2項中「次長は」の次に「、医療技術部長、薬剤部長」を、「補佐するとともに」の次に「、医療技術部、薬剤部」を加える。

第11条第1項中「必要があるときは」の次に「、医療技術部、薬剤部」を加える。

第12条の見出し中「室長」の次に「、薬局長」を加え、同条第1項を次のように改める。

室に室長を、薬局に薬局長を、課に課長を置く。

第12条第2項中「室長」の次に「、薬局長」を、「、室」の次に「、薬局」を加える。

第15条の見出し中「室長補佐」の次に「、副薬局長」を加え、同条第1項を次のように改める。

必要があるときは、室に室長補佐を、薬局に副薬局長を、課に課長補佐を置くことができる。

第15条第2項中「室長補佐」の次に「、副薬局長」を、「、室長」の次に「、薬局長」を、「室又は」を「室、薬局又は」に改める。

第17条第1項及び第20条第1項中「室」の次に「、薬局」を加える。

第26条第1項中「課長」を「薬局長、課長」に、「又は課」を「、薬局又は課」に改め、同条第2項中「室長」の次に「、薬局長」を加え、「当該室」の次に「、薬局」を加える。

第29条第2項中「医療技術部職員」の次に「、薬剤部職員」を加える。

(市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 市立伊勢総合病院事務決裁規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表3の表中「医療技術部薬局」を「薬剤部」に改める。

(市立伊勢総合病院当直規程の一部改正)

第3条 市立伊勢総合病院当直規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「薬剤師、診療放射線技師」を「診療放射線技師」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 薬剤部職員のうち薬剤師

(伊勢市病院企業職員被服貸与規程の一部改正)

第4条 伊勢市病院企業職員被服貸与規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「及び医療技術部」を「並びに医療技術部及び薬剤部」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第5条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第7中「及び医療技術部長(医師に限る。)」を「、医療技術部長(医師に限る。)及び薬剤部長(医師に限る。)」に改め、「医療技術部長(医師を除く。)」の次に「、薬剤部長(医師を除く。)」を加える。

別表第8 医師診療手当の部3の項中「及び医療技術部長(医師に限る。)」を「、医療技術部長(医師に限る。)及び薬剤部長(医師に限る。)」に改める。

別表第9の1の表中「及び医療技術部長（医師に限る。）」を「、医療技術部長（医師に限る。）及び薬剤部長（医師に限る。）」に改め、「医療技術部長（医師を除く。）」の次に「、薬剤部長（医師を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第 5 号

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程（平成 24 年伊勢市病院事業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号、様式第 7 号の 2、様式第 8 号、様式第 10 号及び様式第 12 号から様式第 14 号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第6号

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市病院事業会計規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 医療事務課長
- (4) 健診センター室長

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 26 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
植山大野線	植山町字上り立 407 番地内から 植山町字上り立 277 番 4 地内まで	令和 4 年 3 月 25 日

伊勢市告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

一字田町内会

2 規約に定める目的

本会は、下記にあげるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧版の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 資産の維持管理（墓地管理含む）
- (3) 会員の福利厚生
- (4) 環境の整備と防災
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 区域

本会の区域は、伊勢市楠部町 2629 番地 2 から 2633 番地 27 まで、一字田町、朝熊町字熊倉 1332 番 1、字月ヶ谷 2042 番、字西沖 2145 番 1、字西沖 2175 番 1、字西沖 2188 番、字西沖 2227 番、字西沖 2232 番、字西七々原 2334 番 1、字七々原 2368 番、字流田 2358 番 1、字流田 2366 番 2、字西七々原 2319 番、字流田 2366 番 7、字粃田 2052 番、字粃田 2065 番、字粃田 2078 番、字粃田 2094 番、字粃田 2094 番 1、字粃田 2112

番、字粍田 2127 番 4、字粍田 2127 番 6、字坪井 2296 番 4 及び字坪井 2298 番 1 並びに楠部町字小村乙 945 番、字大山乙 847 番 1、字大山乙 848 番 1、字大山乙 851 番、字大山乙 854 番、字原口乙 889 番、字原口乙 893 番及び字高平乙 1042 番 1 の区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市一字田町 524 番地 6 に置く。

5 代表者の氏名及び住所

山本 成則

伊勢市一字田町 638 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 地方自治法第 260 条の 20

(2) 総会員の 4 分の 3 以上の承認による総会の議決

9 認可年月日

令和 4 年 3 月 9 日

伊勢市告示第 28 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 4 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 4 年 3 月 28 日（月）午後 5 時

- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 令和 4 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 令和 3 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）

伊勢市告示第 29 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条第 1 項の確認をしたので、同法第 53 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 確認の年月日

令和 3 年 8 月 31 日

2 確認を行った特定地域型保育事業者

	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	施設の種類
1	特定非営利活動 法人子ども未来 創造学園	にこにこ保育 園第 2	伊勢市小俣町元 町 545 番地	小規模保育事 業

伊勢市告示第 30 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市福祉健康センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市御薊町長屋 2767 番地

社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会

会長 宮崎 吉博

2 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 31 号

令和 4 年 3 月 18 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 4 年度当初予算並びに令和 3 年度及び令和 4 年度の補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 4 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和4年度 伊勢市一般会計予算

令和4年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,828,920千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		15,850,000
	1 市民税	6,949,000
	2 固定資産税	6,409,650
	3 軽自動車税	432,000
	4 市たばこ税	730,350
	5 入湯税	14,000
	6 都市計画税	1,315,000
2 地方譲与税		352,000
	1 地方揮発油譲与税	70,000
	2 自動車重量譲与税	250,000
	3 森林環境譲与税	32,000
3 利子割交付金		11,000
	1 利子割交付金	11,000
4 配当割交付金		80,000
	1 配当割交付金	80,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 法人事業税交付金		160,000
	1 法人事業税交付金	160,000
7 地方消費税交付金		3,000,000
	1 地方消費税交付金	3,000,000
8 ゴルフ場利用税交付金		13,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	13,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		40,000
	1 環境性能割交付金	40,000
11 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		84,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	84,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 地方特例交付金		90,001
	1 地方特例交付金	90,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1
13 地方交付税		11,250,000
	1 地方交付税	11,250,000
14 交通安全対策特別交付金		13,000
	1 交通安全対策特別交付金	13,000
15 分担金及び負担金		628,747
	1 負担金	628,747
16 使用料及び手数料		323,679
	1 使用料	269,186
	2 手数料	54,493
17 国庫支出金		7,122,694
	1 国庫負担金	5,813,564
	2 国庫補助金	1,264,280
	3 委託金	44,850
18 県支出金		3,693,005
	1 県負担金	2,378,383
	2 県補助金	960,806
	3 委託金	353,816
19 財産収入		78,047
	1 財産運用収入	38,840
	2 財産売払収入	39,207
20 寄附金		730,021
	1 寄附金	730,021
21 繰入金		4,093,712
	1 基金繰入金	4,030,380
	2 特別会計繰入金	63,332
22 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		308,723
	1 議会費	308,723
2 総務費		4,922,259
	1 総務管理費	3,830,110
	2 徴税費	557,141
	3 戸籍住民基本台帳費	310,131
	4 選挙費	166,981
	5 統計調査費	23,445
	6 監査委員費	34,451
3 民生費		21,595,784
	1 社会福祉費	6,803,946
	2 老人福祉費	4,505,595
	3 児童福祉費	8,009,149
	4 生活保護費	2,184,080
	5 人権政策費	80,231
	6 国民年金事務費	12,783
4 衛生費		5,287,577
	1 保健衛生費	3,126,286
	2 清掃費	2,161,291
5 労働費		57,953
	1 労働諸費	57,953
6 農林水産業費		983,691
	1 農業費	782,529
	2 林業費	84,294
	3 水産業費	116,868
7 商工費		348,240
	1 商工費	348,240
8 観光費		583,983
	1 観光費	583,983
9 土木費		6,250,103
	1 土木管理費	301,829

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	1,771,591
	3 河川費	583,082
	4 港湾海岸費	32,004
	5 都市計画費	3,227,299
	6 住宅費	334,298
10 消防費		2,413,418
	1 消防費	2,413,418
11 教育費		6,314,743
	1 教育総務費	3,770,969
	2 小学校費	523,175
	3 中学校費	316,541
	4 幼稚園費	120,233
	5 社会教育費	626,223
	6 保健体育費	957,602
12 災害復旧費		36
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	15
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,712,408
	1 公債費	5,712,408
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	54,828,920

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
市税等各種帳票印刷業務委託	自 令和5年度 至 令和7年度	220,965
市税等各種帳票読取入力業務委託	自 令和5年度 至 令和7年度	84,000
ふるさと応援寄附金サイト関連経費 (令和4年度債務負担行為)	自 令和4年度 至 令和5年度	58,102
コンビニエンスストア収納代行業務委託 (令和4年度債務負担行為)	自 令和4年度 至 令和10年度	48,074
県議会議員選挙経費	自 令和5年度 至 令和5年度	14,000
地域包括支援センター運営事業 (令和4年度債務負担行為)	自 令和4年度 至 令和7年度	645,000
いせファミリー・サポート・センター 事業運営委託(令和4年度債務負担行為)	自 令和4年度 至 令和7年度	30,942
養育支援訪問事業委託 (令和4年度債務負担行為)	自 令和4年度 至 令和7年度	8,559
観光客実態調査業務委託 (令和4年度債務負担行為)	自 令和4年度 至 令和5年度	4,787
高向小俣線ほか1線整備事業 業務委託(橋梁下部工事)	自 令和5年度 至 令和5年度	113,300
景観形成推進事業補助金 (令和4年度債務負担行為)	自 令和4年度 至 令和5年度	4,000

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
二見浦小学校スクールバス運行業務委託 (令和4年度債務負担行為)	自 令和4年度 至 令和7年度	82,761
学校図書館運営業務委託 (令和4年度債務負担行為)	自 令和4年度 至 令和7年度	85,140

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 債	715,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公営住宅整備事業債	40,600			
学校教育施設等整備事業債	40,200			
社会福祉施設整備事業債	36,100			
一般廃棄物処理事業債	26,700			
一般単独事業債	584,400			
地域活性化事業債	79,100			
防災対策事業債	12,000			
地方道路等整備事業債	317,200			
緊急防災・減災事業債	3,084,200			

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等適正 管理推進事業債	48,300			
緊急自然災害 防止対策事業債	472,300			
緊急浚渫推進事業債	15,000			
水道事業出資債	67,200			
臨時財政対策債	900,000			

令和4年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

令和4年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,763,591千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,195,232
	1 国民健康保険料	2,195,232
2 国民健康保険税		4
	1 国民健康保険税	4
3 県支出金		9,422,877
	1 県補助金	9,422,877
4 財産収入		790
	1 財産運用収入	790
5 繰入金		1,114,363
	1 他会計繰入金	914,363
	2 基金繰入金	200,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		30,324
	1 延滞金、加算金及び過料	15,292
	2 預金利子	10
	3 雑入	15,022
歳入合計		12,763,591

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		204,306
	1 総務管理費	193,926
	2 賦課徴収費	10,029
	3 運営協議会費	351
	○ 趣旨普及費	0
2 保険給付費		9,177,481
	1 療養諸費	7,940,930
	2 高額療養費	1,196,010
	3 移送費	101
	4 出産育児諸費	30,240
	5 葬祭諸費	10,200
3 国民健康保険事業費納付金		3,182,402
	1 医療給付費分	2,168,978
	2 後期高齢者支援金等分	767,882
	3 介護納付金分	245,542
4 保健事業費		191,431
	1 特定健康診査等事業費	166,312
	2 保健事業費	25,119
5 公債費		20
	1 公債費	20
6 諸支出金		6,951
	1 償還金及び還付加算金	6,161
	2 基金積立金	790
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		12,763,591

令和4年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,341,986千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,403,839
	1 後期高齢者医療保険料	1,403,839
2 繰入金		1,935,826
	1 一般会計繰入金	1,935,826
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,311
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,310
歳入合計		3,341,986

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		66,998
	1 総務管理費	62,110
	2 徴収費	4,888
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,271,666
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,271,666
3 公債費		2
	1 公債費	2
4 諸支出金		2,320
	1 償還金及び還付加算金	2,320
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,341,986

令和4年度 伊勢市介護保険特別会計予算

令和4年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,692,122千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,772,033
	1 介護保険料	2,772,033
2 国庫支出金		3,624,658
	1 国庫負担金	2,790,123
	2 国庫補助金	834,535
3 支払基金交付金		3,846,280
	1 支払基金交付金	3,846,280
4 県支出金		1,792,072
	1 県負担金	1,743,826
	2 県補助金	48,246
5 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
6 繰入金		2,656,573
	1 一般会計繰入金	2,289,471
	2 基金繰入金	367,102
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
歳入合計		14,692,122

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		293,418
	1 総務管理費	213,810
	2 徴収費	13,196
	3 介護認定諸費	66,412
2 保険給付費		13,950,615
	1 介護サービス等諸費	13,950,615
3 地域支援事業費		377,756
	1 地域支援事業費	377,756
4 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
5 公債費		400
	1 公債費	400
6 諸支出金		68,433
	1 償還金及び還付加算金	5,101
	2 繰出金	63,332
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		14,692,122

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
第10次老人福祉計画・第9期 介護保険事業計画策定業務	自 令和5年度 至 令和5年度	2,706

令和4年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和4年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 234千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		2,328
	1 事業収入	2,328
2 県支出金		628
	1 県補助金	628
3 財産収入		18
	1 財産運用収入	18
4 繰入金		259
	1 基金繰入金	259
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		3,234

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		2,898
	1 総務管理費	2,898
2 公債費		336
	1 公債費	336
歳 出	合 計	3,234

令和4年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

令和4年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ531,416千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		469,010
	1 事業収入	469,010
2 財産収入		165
	1 財産運用収入	165
3 繰入金		62,230
	1 基金繰入金	62,230
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		531,416

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 観光交通対策事業費		531,415
	1 管理費	531,415
2 公債費		1
	1 公債費	1
歳 出	合 計	531,416

令和4年度 伊勢市土地取得特別会計予算

令和4年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 452,070千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		68,542
	1 財産運用収入	3,537
	2 財産売却収入	65,005
2 繰入金		383,526
	1 基金繰入金	383,526
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		452,070

令和4年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 87,314 人
	外 来 124,520 人
	健診・ドック 14,554 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 239 人
	外 来 512 人
	健診・ドック 50 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	8,092,141
第1項 医 業 収 益	6,263,487
第2項 健 診 収 益	357,015
第3項 医 業 外 収 益	1,471,539
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	8,418,268
第1項 医 業 費 用	8,052,656
第2項 健 診 費 用	211,118
第3項 医 業 外 費 用	153,394
第4項 特 別 損 失	100
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 401,698 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 401,698 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	531,664
第1項 負 担 金	384,294
第2項 企 業 債	100,000
第3項 寄 附 金	3,000
第4項 基 金 繰 入 金	42,120
第5項 投 資 償 還 金	2,250

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	933,362
第1項 建 設 改 良 費	150,000
第2項 企 業 債 償 還 金	693,872
第3項 投 資	42,120
第4項 基 金 積 立 金	47,370

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
医療事務等業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	337,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	100,000	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	職 員 給 与 費			4,369,323
(2)	交 際 費			3,000

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。 (単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金			4,262
(2)	経営改善のための補助金			362,244

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は 1,480,600 千円と定める。

令和4年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	58,060 戸
(2) 総 給 水 量	16,665 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	45,658 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 水源地施設更新事業	78,400
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	932,392
ウ 老朽管更新事業	604,351

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業収益	2,785,350
第1項 営業収益	2,481,197
第2項 営業外収益	304,153

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業費用	2,519,009
第1項 営業費用	2,386,898
第2項 営業外費用	122,111
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,208,950千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	822,919
第1項 企業債	509,000
第2項 負担金	179,770
第3項 他会計補助金	21,949
第4項 出資金	67,200
第5項 補助金	45,000

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	2, 0 3 1, 8 6 9
第 1 項 建 設 改 良 費	1, 6 3 8, 6 2 1
第 2 項 償 還 金	3 9 3, 2 4 8

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
水道事業ビジョン改定業務委託	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	1 8, 4 8 0

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	5 0 9, 0 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、そ の融通条件により、 銀行その他の場合 には、その債権者 との協定によるもの とする。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	327,469

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,675千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

令和4年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	27,232 戸
(2) 総 排 水 量	7,120 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	19,507 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	2,472,514
イ 汚水管渠更新事業	91,000
ウ 処理場更新事業	10,000
エ 雨水管渠敷設事業	4,000
オ 雨水管渠更新事業	10,000
カ ポンプ場築造事業	340,400
キ ポンプ場更新事業	303,527

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業収益	4,055,400
第1項 営業収益	1,525,757
第2項 営業外収益	2,529,643

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業費用	3,698,241
第1項 営業費用	3,226,282
第2項 営業外費用	461,959
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,496,975千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	3,778,881
第1項 企業債	2,222,600
第2項 負担金	330,531
第3項 国庫補助金	1,225,750

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	5, 275, 856
第 1 項 建 設 改 良 費	3, 506, 944
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1, 767, 412
第 3 項 諸 支 出 金	1, 500

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
令和 4 年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 令和 5 年度 至 令和 9 年度	77
令和 4 年度水洗便所等改造資金助成金	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	3, 300
令和 4 年度浄化槽雨水貯留施設転用補助金	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	150
黒瀬ポンプ場ポンプ増設工事委託	自 令和 5 年度 至 令和 5 年度	539, 600

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共 下水道事業	1, 652, 900	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金については、その融 通条件により、銀行そ 他の場合には、その 債権者との協定によ るものとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは 低利に借換えするこ とができる。
流域下水道事業	269, 700			
資本費平準化	300, 000			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2, 000, 000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	298,452

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、361,568千円である。

令和3年度 伊勢市一般会計補正予算（第14号）

令和3年度 伊勢市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,066,869千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、59,462,265千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第5条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		14,800,000	800,000	15,600,000
	1 市民税	6,391,000	495,000	6,886,000
	2 固定資産税	6,012,493	256,000	6,268,493
	3 軽自動車税	409,000	9,000	418,000
	6 都市計画税	1,244,000	40,000	1,284,000
2 地方譲与税		325,000	10,295	335,295
	2 自動車重量譲与税	230,000	10,000	240,000
	3 森林環境譲与税	25,000	295	25,295
3 利子割交付金		16,000	△3,000	13,000
	1 利子割交付金	16,000	△3,000	13,000
6 法人事業税交付金		120,000	40,000	160,000
	1 法人事業税交付金	120,000	40,000	160,000
7 地方消費税交付金		2,680,000	300,000	2,980,000
	1 地方消費税交付金	2,680,000	300,000	2,980,000
13 地方交付税		10,583,991	1,114,851	11,698,842
	1 地方交付税	10,583,991	1,114,851	11,698,842
14 交通安全対策特別交付金		13,000	1,288	14,288
	1 交通安全対策特別交付金	13,000	1,288	14,288
15 分担金及び負担金		638,654	△23,396	615,258
	1 負担金	638,654	△23,396	615,258
16 使用料及び手数料		321,863	△2,047	319,816
	1 使用料	267,332	△2,259	265,073
	2 手数料	54,531	212	54,743
17 国庫支出金		13,257,703	△64,796	13,192,907
	1 国庫負担金	6,540,100	102,774	6,642,874
	2 国庫補助金	6,675,364	△162,288	6,513,076
	3 委託金	42,239	△5,282	36,957
18 県支出金		3,792,495	△40,071	3,752,424
	1 県負担金	2,436,625	△31,115	2,405,510

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 県補助金	978,452	29,756	1,008,208
	3 委託金	377,418	△38,712	338,706
19 財産収入		68,833	21,076	89,909
	1 財産運用収入	40,593	△5,258	35,335
	2 財産売払収入	28,240	26,334	54,574
20 寄附金		760,021	△208,973	551,048
	1 寄附金	760,021	△208,973	551,048
21 繰入金		4,490,604	△2,096,436	2,394,168
	1 基金繰入金	4,422,158	△2,094,693	2,327,465
	2 特別会計繰入金	68,446	△1,743	66,703
23 諸収入		793,732	30,940	824,672
	1 延滞金、加算金及び過料	8,000	19,000	27,000
	5 雑入	749,619	11,940	761,559
24 市債		7,095,500	△946,600	6,148,900
	1 市債	7,095,500	△946,600	6,148,900
歳入合計		60,529,134	△1,066,869	59,462,265

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		316,269	△16,458	299,811
	1 議会費	316,269	△16,458	299,811
2 総務費		4,879,438	404,487	5,283,925
	1 総務管理費	3,610,395	567,012	4,177,407
	2 徴税費	491,562	△12,756	478,806
	3 戸籍住民基本台帳費	364,344	△41,618	322,726
	4 選挙費	351,394	△106,431	244,963
	5 統計調査費	26,685	△836	25,849
	6 監査委員費	35,058	△884	34,174
3 民生費		24,837,084	△163,795	24,673,289
	1 社会福祉費	8,110,808	△2,687	8,108,121
	2 老人福祉費	4,478,190	△101,709	4,376,481
	3 児童福祉費	9,871,127	△44,578	9,826,549
	4 生活保護費	2,285,214	△11,652	2,273,562
	5 人権政策費	81,090	△3,169	77,921
4 衛生費		6,751,027	△187,987	6,563,040
	1 保健衛生費	4,580,447	△136,384	4,444,063
	2 清掃費	2,170,580	△51,603	2,118,977
5 労働費		80,489	△16,060	64,429
	1 労働諸費	80,489	△16,060	64,429
6 農林水産業費		919,128	△19,515	899,613
	1 農業費	731,492	△9,744	721,748
	2 林業費	82,944	△5,521	77,423
	3 水産業費	104,692	△4,250	100,442
7 商工費		1,110,161	△125,647	984,514
	1 商工費	1,110,161	△125,647	984,514
8 観光費		805,838	△127,536	678,302
	1 観光費	805,838	△127,536	678,302
9 土木費		6,791,114	△276,959	6,514,155
	1 土木管理費	330,896	△6,055	324,841

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋梁費	1,845,272	△212,244	1,633,028
	3 河川費	562,299	△7,241	555,058
	4 港湾海岸費	27,809	△169	27,640
	5 都市計画費	3,693,472	△21,478	3,671,994
	6 住宅費	331,366	△29,772	301,594
10 消防費		2,872,153	△79,850	2,792,303
	1 消防費	2,872,153	△79,850	2,792,303
11 教育費		5,464,618	△448,490	5,016,128
	1 教育総務費	2,288,745	△80,641	2,208,104
	2 小学校費	584,095	△272	583,823
	3 中学校費	378,093	△114	377,979
	4 幼稚園費	134,551	△522	134,029
	5 社会教育費	573,537	△8,527	565,010
	6 保健体育費	1,505,597	△358,414	1,147,183
13 公債費		5,601,777	△9,059	5,592,718
	1 公債費	5,601,777	△9,059	5,592,718
歳出合計		60,529,134	△1,066,869	59,462,265

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事業名	区分	総額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
1 1 教育費	1 教育総務費	二見地区小中学校 整備事業	補正前	3,537,500	令和3年度	1,061,250
					令和4年度	2,476,250
			補正後	3,311,258	令和3年度	974,532
					令和4年度	2,336,726

第 3 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)	
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍住民システム管理経費	6,930	
3 民生費	1 社会福祉費	共生型サービス施設整備事業補助金	8,583	
	2 老人福祉費	老人福祉施設等整備事業補助金	15,400	
	3 児童福祉費		子育て世帯臨時特別給付金支給事業	14,000
			子育て世帯臨時特別給付金支給事務費	100
			二見地区統合園整備事業	291,676
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	18,710	
		農業用排水路整備事業	46,000	
		農村地域防災減災事業	19,320	
		排水機維持管理経費	18,750	
		排水機維持管理経費 (機能更新)	52,500	
9 土木費	1 土木管理費	地籍調査推進事業	32,066	

款	項	事業名	金額(千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	5,000
		道路新設改良事業	49,759
		道路整備事業	284,505
	3 河川費	河川維持事業	4,551
		排水施設整備事業	30,737
	4 港湾海岸費	港湾海岸事業	4,600
	5 都市計画費	街路整備事業	59,301
		公園整備事業	22,100
10 消防費	1 消防費	避難所等整備事業	36,500

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
福祉健康センター管理運営委託	自 令和3年度 至 令和4年度	63,514

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
電子入札・物品調達システム 改修業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	41,000	自 令和3年度 至 令和4年度	38,478
住民情報システム 更新業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	340,000	自 令和3年度 至 令和4年度	123,595

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
戸籍システム更新業務委託	自 令和 3 年度 至 令和 4 年度	52,035	自 令和 3 年度 至 令和 4 年度	17,522
二見地区統合園整備事業	自 令和 4 年度 至 令和 4 年度	440,578	自 令和 4 年度 至 令和 4 年度	436,021
一般廃棄物収集運搬業務委託 (その1)(令和3年度債務負担行為)	自 令和 3 年度 至 令和 6 年度	58,190	自 令和 3 年度 至 令和 6 年度	43,978
観光客実態調査業務委託 (令和3年度債務負担行為)	自 令和 3 年度 至 令和 4 年度	4,692	自 令和 3 年度 至 令和 4 年度	3,519

第 5 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業 債	56,200	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資金、 地方公共団体金融機 構資金についてはそ の融通条件により、銀 行その他の場合には その債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	8,400			

廃 止

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)
公 共 施 設 適 正 化 事 業 債	135,000
水 道 事 業 出 資 債	14,000

変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
公共事業等債	526,700	455,200
公営住宅整備事業債	40,300	31,300
一般廃棄物処理事業債	3,700	3,300
一般補助施設整備事業債	461,700	467,000
一般単独事業債	202,000	106,900
地域活性化事業債	63,000	18,000
防災対策事業債	156,300	148,600
地方道路等整備事業債	517,700	330,200
緊急防災・減災事業債	1,448,400	1,401,100
緊急自然災害防止対策事業債	286,800	472,800
臨時財政対策債	2,600,000	2,010,000

令和3年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、46,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,893,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,218,600	61,150	2,279,750
	1 国民健康保険料	2,218,600	61,150	2,279,750
2 国民健康保険税		43	△39	4
	1 国民健康保険税	43	△39	4
3 県支出金		9,367,342	127,151	9,494,493
	1 県補助金	9,367,342	127,151	9,494,493
5 繰入金		1,146,562	△146,335	1,000,227
	1 他会計繰入金	946,562	△6,923	939,639
	2 基金繰入金	200,000	△139,412	60,588
6 繰越金		78,897	△853	78,044
	1 繰越金	78,897	△853	78,044
8 国庫支出金		0	4,953	4,953
	1 国庫補助金	0	4,953	4,953
歳入合計		12,847,343	46,027	12,893,370

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		169,827	△299	169,528
	1 総務管理費	158,773	△47	158,726
	2 賦課徴収費	9,904	△252	9,652
2 保険給付費		9,155,760	119,770	9,275,530
	1 療養諸費	7,929,242	92,820	8,022,062
	2 高額療養費	1,190,010	20,000	1,210,010
	4 出産育児諸費	25,200	6,300	31,500
	5 葬祭諸費	10,200	650	10,850
3 国民健康保険事業 費納付金		3,238,767	△63,466	3,175,301
	1 医療給付費分	2,168,978	△1	2,168,977
	2 後期高齢者支援金 等分	793,271	△25,390	767,881
	3 介護納付金分	276,518	△38,075	238,443
4 保健事業費		200,957	△6,718	194,239
	1 特定健康診査等事 業費	169,221	△3,715	165,506
	2 保健事業費	31,736	△3,003	28,733
6 諸支出金		81,012	△3,260	77,752
	1 償還金及び還付加 算金	80,222	△3,260	76,962
歳 出 合 計		12,847,343	46,027	12,893,370

令和3年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、13,549千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,266,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,371,626	△56,995	1,314,631
	1 後期高齢者医療保険料	1,371,626	△56,995	1,314,631
2 繰入金		1,878,754	△26,496	1,852,258
	1 一般会計繰入金	1,878,754	△26,496	1,852,258
3 繰越金		10	47,461	47,471
	1 繰越金	10	47,461	47,471
4 諸収入		2,311	49,579	51,890
	1 延滞金、加算金及び過料	1	96	97
	2 雑入	2,310	49,483	51,793
歳入合計		3,252,701	13,549	3,266,250

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		53,909	△1,264	52,645
	1 総務管理費	49,259	△1,264	47,995
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		3,195,470	△40,241	3,155,229
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	3,195,470	△40,241	3,155,229
4 諸支出金		2,320	55,054	57,374
	1 償還金及び還付加 算金	2,320	55,054	57,374
歳 出 合 計		3,252,701	13,549	3,266,250

令和3年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、70,295千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,615,399千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,841,005	△34,810	2,806,195
	1 介護保険料	2,841,005	△34,810	2,806,195
2 国庫支出金		3,589,258	△172,295	3,416,963
	1 国庫負担金	2,763,275	△284,829	2,478,446
	2 国庫補助金	825,983	112,534	938,517
3 支払基金交付金		3,806,586	△180,869	3,625,717
	1 支払基金交付金	3,806,586	△180,869	3,625,717
4 県支出金		1,773,572	215,241	1,988,813
	1 県負担金	1,727,047	215,242	1,942,289
	2 県補助金	46,525	△1	46,524
5 財産収入		500	△130	370
	1 財産運用収入	500	△130	370
6 繰入金		2,513,024	△291,867	2,221,157
	1 一般会計繰入金	2,256,363	△35,206	2,221,157
	2 基金繰入金	256,661	△256,661	0
7 繰越金		161,744	387,730	549,474
	1 繰越金	161,744	387,730	549,474
8 諸収入		5	6,705	6,710
	1 延滞金、加算金及び過料	1	867	868
	2 預金利子	1	45	46
	3 雑入	3	5,793	5,796
歳入合計		14,685,694	△70,295	14,615,399

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		276,169	△13,528	262,641
	1 総務管理費	198,314	60	198,374
	3 介護認定諸費	65,359	△13,588	51,771
2 保険給付費		13,816,378	△112,456	13,703,922
	1 介護サービス等諸費	13,816,378	△112,456	13,703,922
3 地域支援事業費		362,946	△19,228	343,718
	1 地域支援事業費	362,946	△19,228	343,718
4 基金積立金		500	65,949	66,449
	1 基金積立金	500	65,949	66,449
6 諸支出金		228,301	8,968	237,269
	2 繰出金	52,539	8,968	61,507
歳 出 合 計		14,685,694	△70,295	14,615,399

令和 3 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 3 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、210 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,360 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		2,820	△642	2,178
	1 事業収入	2,820	△642	2,178
4 繰越金		100	253	353
	1 繰越金	100	253	353
5 繰入金		0	179	179
	1 基金繰入金	0	179	179
歳入合計		3,570	△210	3,360

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,898	△210	2,688
	1 総務管理費	2,898	△210	2,688
歳出合計		3,570	△210	3,360

令和3年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

令和3年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、169,276千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、415,923千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		451,010	△137,948	313,062
	1 事業収入	451,010	△137,948	313,062
2 財産収入		199	△42	157
	1 財産運用収入	199	△42	157
3 繰入金		133,970	△42,010	91,960
	1 基金繰入金	133,970	△42,010	91,960
4 繰越金		10	395	405
	1 繰越金	10	395	405
5 諸収入		10	10,329	10,339
	1 雑入	10	10,329	10,339
歳入合計		585,199	△169,276	415,923

令和3年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和3年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、303,054千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、203,053千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		78,468	5,105	83,573
	1 財産運用収入	4,210	△369	3,841
	2 財産売却収入	74,258	5,474	79,732
2 繰入金		427,637	△308,486	119,151
	1 基金繰入金	427,637	△308,486	119,151
3 繰越金		1	327	328
	1 繰越金	1	327	328
歳入合計		506,107	△303,054	203,053

令和3年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	80,300人	△ 157人	80,143人
	外来	121,000人	2,689人	123,689人
	健診・ドック	13,529人	592人	14,121人
(3) 1日平均患者数	外来	500人	11人	511人
	健診・ドック	49人	2人	51人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	7,891,752	595,859	8,487,611
第1項	医療収益	5,823,610	182,099	6,005,709
第2項	健診収益	333,833	14,073	347,906
第3項	医療外収益	1,734,209	399,687	2,133,896

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,228,761	166,160	8,394,921
第1項	医療費用	7,796,832	153,276	7,950,108
第2項	健診費用	197,337	9,316	206,653
第3項	医療外費用	169,729	3,568	173,297

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 396,829千円は、当年度分損益勘定留保資金等 396,829千円で補填するものとする。)(単位:千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	566,017	15,509	581,526
第3項	寄附金	3,000	15,509	18,509

(単位:千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	962,846	15,509	978,355
第4項	基金積立金	54,570	15,509	70,079

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。(単位:千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,251,413	83,364	4,334,777

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。(単位:千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	たな卸資産購入限度額	1,364,000	88,000	1,452,000

令和3年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	57,504 戸	194 戸	57,698 戸
(2) 総 給 水 量	16,626 千m ³	276 千m ³	16,902 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	45,551 m ³	756 m ³	46,307 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 水源地施設更新事業	25,800 千円	△16,502 千円	9,298 千円
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,048,678 千円	△9,308 千円	1,039,370 千円
ウ 老朽管更新事業	354,299 千円	△9,073 千円	345,226 千円
エ 加圧施設新設・更新事業	182,400 千円	△21,092 千円	161,308 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業収益	2,848,772	△25,082	2,823,690	
第1項 営業収益	2,547,087	△10,289	2,536,798	
第2項 営業外収益	301,685	△14,793	286,892	

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,551,275	△62,948	2,488,327	
第1項 営業費用	2,404,655	△79,158	2,325,497	
第2項 営業外費用	107,068	19,711	126,779	
第3項 特別損失	29,552	△3,501	26,051	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,268,779千円」を「1,216,856千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	766,366	△11,679	754,687
第4項	出資金	14,000	△14,000	0
第5項	補助金	46,500	2,285	48,785
第6項	固定資産売却代金	0	36	36

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,035,145	△63,602	1,971,543
第1項	建設改良費	1,642,715	△58,459	1,584,256
第2項	償還金	392,430	△5,143	387,287

令和3年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排 水 戸 数	26,354 戸	284 戸	26,638 戸
(2) 総 排 水 量	7,040 千m ³	△173 千m ³	6,867 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	19,288 m ³	△474 m ³	18,814 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,783,013 千円	△113,604 千円	2,669,409 千円
イ 汚水管渠更新事業	57,000 千円	△13,450 千円	43,550 千円
カ ポンプ場築造事業	14,000 千円	△14,000 千円	0 千円
キ ポンプ場更新事業	368,990 千円	51,300 千円	420,290 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業収益	4,064,515	△69,482	3,995,033	
第1項 営業収益	1,499,784	△31,824	1,467,960	
第2項 営業外収益	2,315,245	△37,658	2,277,587	

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業費用	3,724,912	△120,544	3,604,368	
第1項 営業費用	3,231,269	△115,235	3,116,034	
第2項 営業外費用	483,568	△5,309	478,259	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,794,590千円」を「1,730,047千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	3,406,360	△73,545	3,332,815
第1項	企業債	1,933,100	△74,100	1,859,000
第2項	負担金	293,260	38,280	331,540
第3項	国庫補助金	1,180,000	△37,725	1,142,275

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	5,200,950	△138,088	5,062,862
第1項	建設改良費	3,521,523	△138,088	3,383,435

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	1,715,800	1,690,500
流域下水道事業	217,300	168,500

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から補助を受ける金額	119,010	25,675	144,685

令和3年度 伊勢市一般会計補正予算（第15号）

令和3年度 伊勢市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、52,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、59,514,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 地方交付税		11,698,842	34,471	11,733,313
	1 地方交付税	11,698,842	34,471	11,733,313
17 国庫支出金		13,192,907	18,000	13,210,907
	2 国庫補助金	6,513,076	18,000	6,531,076
24 市債		6,148,900	0	6,148,900
	1 市債	6,148,900	0	6,148,900
歳入合計		59,462,265	52,471	59,514,736

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		24,673,289	2,341	24,675,630
	3 児童福祉費	9,826,549	2,341	9,828,890
5 労働費		64,429	2,900	67,329
	1 労働諸費	64,429	2,900	67,329
8 観光費		678,302	3,100	681,402
	1 観光費	678,302	3,100	681,402
11 教育費		5,016,128	44,130	5,060,258
	4 幼稚園費	134,029	130	134,159
	5 社会教育費	565,010	7,000	572,010
	6 保健体育費	1,147,183	37,000	1,184,183
歳 出 合 計		59,462,265	52,471	59,514,736

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
11 教育費	6 保健体育費	学校保健特別対策事業	37,000

第 3 表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債	31,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資金、 地方公共団体金融機 構資金についてはそ の融通条件により、銀 行その他の場合には その債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。

変 更

起債の目的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
公 共 事 業 等 債	455,200	423,900

令和3年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和3年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,487,611	3,596	8,491,207
第3項	医業外収益	2,133,896	3,596	2,137,492

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,394,921	3,596	8,398,517
第1項	医業費用	7,950,108	3,517	7,953,625
第2項	健診費用	206,653	79	206,732

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,334,777	3,596	4,338,373

令和4年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、888,246千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、55,717,166千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		4,922,259	12,360	4,934,619
	1 総務管理費	3,830,110	12,360	3,842,470
3 民生費		21,595,784	152,366	21,748,150
	1 社会福祉費	6,803,946	42,932	6,846,878
	2 老人福祉費	4,505,595	3,500	4,509,095
	3 児童福祉費	8,009,149	105,934	8,115,083
5 労働費		57,953	20,633	78,586
	1 労働諸費	57,953	20,633	78,586
7 商工費		348,240	570,857	919,097
	1 商工費	348,240	570,857	919,097
8 観光費		583,983	57,300	641,283
	1 観光費	583,983	57,300	641,283
11 教育費		6,314,743	74,730	6,389,473
	1 教育総務費	3,770,969	69,482	3,840,451
	4 幼稚園費	120,233	5,248	125,481
歳 出 合 計		54,828,920	888,246	55,717,166

令和4年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和4年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、433千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,764,024千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		9,422,877	433	9,423,310
	1 県補助金	9,422,877	433	9,423,310
歳入合計		12,763,591	433	12,764,024

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保険給付費		9,177,481	433	9,177,914
	6 傷病手当金	0	433	433
合 計		12,763,591	433	12,764,024

令和4年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,092,141	7,215	8,099,356
第3項	医業外収益	1,471,539	7,215	1,478,754

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,418,268	7,215	8,425,483
第1項	医業費用	8,052,656	6,994	8,059,650
第2項	健診費用	211,118	221	211,339

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,369,323	7,215	4,376,538

伊勢市告示第 32 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 4 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 浅 沼 一 彦

伊勢市柏町 610 番地

変更後 森 井 孝

伊勢市柏町 529 番地

伊勢市告示第 33 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市が設置した自転車等駐車場及び自転車等放置禁止区域に放置された自転車等の撤去、保管等に係る手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市御薊町長屋 1963 番地

株式会社エボリューション

代表取締役社長 山崎 元

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第34号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和4年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が定められた年月日

令和4年3月9日

- 2 調査を実施する者の名称

伊勢市

- 3 調査地域

河崎2、二見町1、神久3②及び神久4①

- 4 調査期間

令和4年3月29日から令和5年3月31日まで

伊勢市告示第 35 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
神久 3 丁目令 1 - 32 号線	神久 3 丁目 228 番 2 地先		
	神久 3 丁目 228 番 1 地先		
小俣明野 25 - 25 号線	小俣町明野 1617 番 6 地先		
	小俣町明野 1617 番 18 地先		
小俣明野 25 - 26 号線	小俣町明野 1617 番 21 地先		
	小俣町明野 1617 番 24 地先		
楠部 30 号線	楠部町字奥乙 274 番 1 地先		
	楠部町字奥乙 265 番 3 地先		

伊勢市告示第 36 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
神久 3 丁目令 3 - 11 号線	神久 3 丁目 228 番 2 地先		
	神久 3 丁目 234 番 5 地先		
小俣明野令 3 -12 号線	小俣町明野 1617 番 6 地先		
	小俣町明野 1618 番 1 地先		
小俣明野令 3 -13 号線	小俣町明野 1617 番 21 地先		
	小俣町明野 1617 番 28 地先		
小俣本町令 3 -14 号線	小俣町本町 341 番 267 地先		
	小俣町本町 341 番 271 地先		
小俣本町令 3 -15 号線	小俣町本町 3617 番地先		
	小俣町本町 341 番 272 地先		
小俣本町令 3 -16 号線	小俣町本町 3543 番 1 地先		
	小俣町本町 341 番 272 地先		

小俣本町令 3 - 17 号線	小俣町本町 3614 番地先		
	小俣町本町 3615 番地先		
小俣本町令 3 - 18 号線	小俣町本町 341 番 268 地先		
	小俣町本町 3615 番地先		
旭令 3 - 19 号線	旭町字橋丸田 344 番 1 地先		
	旭町字橋丸田 355 番 12 地先		
旭令 3 - 20 号線	旭町字橋丸田 355 番 4 地先		
	旭町字橋丸田 355 番 16 地先		
楠部令 3 - 21 号線	楠部町字奥乙 274 番 1 地先		
	楠部町字黒木乙 401 番 4 地先		
船江 1 丁目令 3 - 22 号線	船江 1 丁目 1113 番 39 地先		
	船江 1 丁目 1381 番地先		

伊勢市告示第 37 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	神久 3 丁目令 3 - 11 号線	6.0 ~ 9.5	72.0
市 道	小俣明野令 3 - 12 号線	6.0 ~ 13.0	166.9
市 道	小俣明野令 3 - 13 号線	6.0 ~ 13.0	105.5
市 道	小俣本町令 3 - 14 号線	6.0 ~ 13.1	81.8
市 道	小俣本町令 3 - 15 号線	6.0 ~ 13.1	46.6
市 道	小俣本町令 3 - 16 号線	6.0	69.0
市 道	小俣本町令 3 - 17 号線	6.0 ~ 13.1	68.5
市 道	小俣本町令 3 - 18 号線	6.0 ~ 13.1	101.6
市 道	旭令 3 - 19 号線	6.0 ~ 9.8	83.2

市道	旭令 3 - 20 号線	6.0 ~ 13.0	23.6
市道	楠部令 3 - 21 号線	6.0 ~ 24.0	281.2
市道	船江 1 丁目令 3 - 22 号線	6.0 ~ 13.7	247.7

伊勢市告示第 38 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
神久 3 丁目 令 3 - 11 号線	神久 3 丁目 228 番 2 地先 神久 3 丁目 234 番 5 地先	令和 4 年 3 月 30 日
小俣明野 令 3 - 12 号線	小俣町明野 1617 番 6 地先 小俣町明野 1618 番 1 地先	令和 4 年 3 月 30 日
小俣明野 令 3 - 13 号線	小俣町明野 1617 番 21 地先 小俣町明野 1617 番 28 地先	令和 4 年 3 月 30 日
小俣本町 令 3 - 14 号線	小俣町本町 341 番 267 地先 小俣町本町 341 番 271 地先	令和 4 年 3 月 30 日
小俣本町 令 3 - 15 号線	小俣町本町 3617 番地先 小俣町本町 341 番 272 地先	令和 4 年 3 月 30 日
小俣本町 令 3 - 16 号線	小俣町本町 3543 番 1 地先 小俣町本町 341 番 272 地先	令和 4 年 3 月 30 日
小俣本町 令 3 - 17 号線	小俣町本町 3614 番地先 小俣町本町 3615 番地先	令和 4 年 3 月 30 日

小俣本町令 3 - 18 号線	小俣町本町 341 番 268 地先 小俣町本町 3615 番地先	令和 4 年 3 月 30 日
旭令 3 - 19 号線	旭町字橋丸田 344 番 1 地先 旭町字橋丸田 355 番 12 地先	令和 4 年 3 月 30 日
旭令 3 - 20 号線	旭町字橋丸田 355 番 4 地先 旭町字橋丸田 355 番 16 地先	令和 4 年 3 月 30 日
楠部令 3 - 21 号 線	楠部町字奥乙 274 番 1 地先 楠部町字黒木乙 401 番 4 地先	令和 4 年 3 月 30 日
船江 1 丁目令 3 - 22 号線	船江 1 丁目 1113 番 39 地先 船江 1 丁目 1381 番地先	令和 4 年 3 月 30 日

伊勢市告示第 39 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	桧尻川 3 号 線	船江 2 丁目 1616 番 72 地先から 船江 2 丁目 1616 番 94 地先まで	旧	2.7～10.7	99.8
			新	5.0～10.0	233.5

伊勢市告示第 40 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条第 1 項の確認をしたので、同法第 53 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 確認の年月日

令和 4 年 3 月 22 日

2 確認を行った特定地域型保育事業者

	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	施設の種類
1	一般社団法人 K I D ' S L A B O .	キッズラボ保育 園みその	伊勢市御薮町長 屋 2126 番地	小規模保育事 業

伊勢市告示第 41 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、令和 4 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

令和 4 年 4 月 1 日（金曜日）から 5 月 2 日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 42 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、令和 4 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

令和 4 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社アイモバイル及び東急株式会社が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示し、令和 4 年 4 月 1 日から適用します。

令和 4 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号 デジタルゲートビル 10 階
- 2 指定をした日
令和 4 年 3 月 10 日

伊勢市告示第 44 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社トラストバンクが提供するポータルサイトを利用して納付されるマルチペイメント経由の寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示し、令和 4 年 4 月 1 日から適用します。

令和 4 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷 2 丁目 24 番 12 号

2 指定をした日

令和 4 年 2 月 17 日

伊勢市告示第 45 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社トラストバンクが提供するポータルサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示し、令和 4 年 4 月 1 日から適用します。

令和 4 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社百五カード

三重県津市栄町 123 番地 1 栄町ビル 5 階

2 指定をした日

令和 4 年 2 月 28 日

伊勢市告示第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、東急株式会社が提供するポータルサイトを利用して納付される TOKYU POINT を利用した寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示し、令和 4 年 4 月 1 日から適用します。

令和 4 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

東急株式会社

東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

2 指定をした日

令和 4 年 3 月 3 日

伊勢市告示第 47 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、楽天グループ株式会社が提供するポータルサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示し、令和 4 年 4 月 1 日から適用します。

令和 4 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリームゾンハウス

2 指定をした日

令和 4 年 2 月 24 日

伊勢市告示第 48 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 216 号）第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

令和 4 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和3年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年伊勢市条例第216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

※なお、国・類似団体等の比較資料が提供されていないので、現在は空白になっております。資料が提供され次第、掲載いたします。

○伊勢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

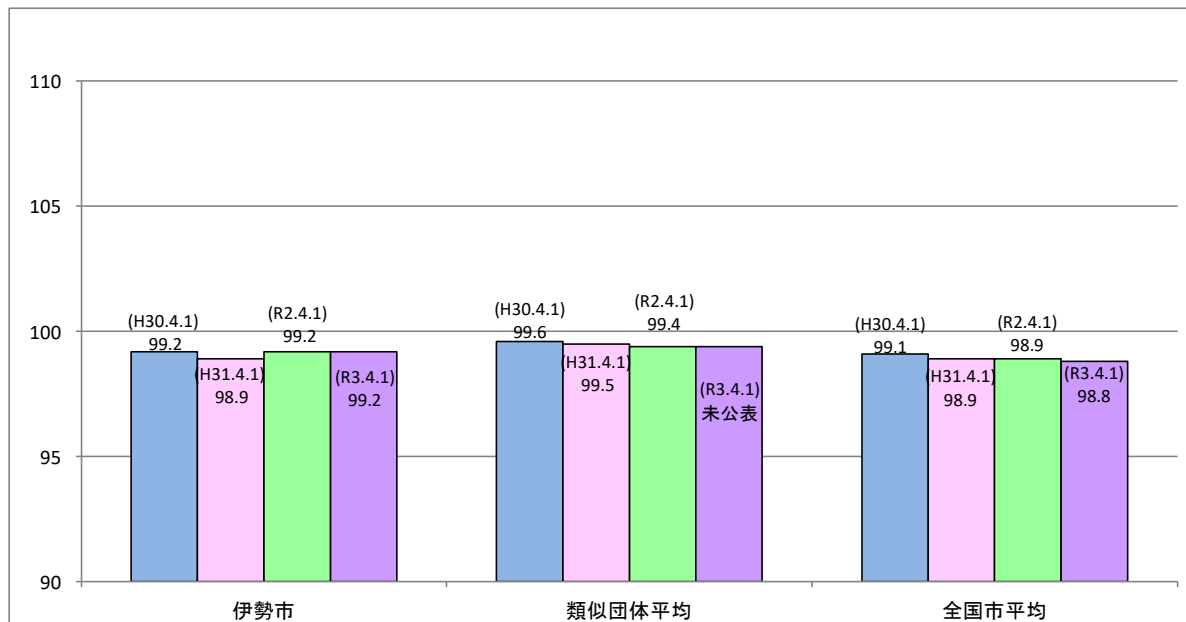
区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度人件費率
2年度	人 124,426	千円 68,032,832	千円 281,534	千円 9,781,309	% 14.4	% 16.1

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 1,014	千円 3,766,227	千円 671,203	千円 1,510,062	千円 5,947,492	千円 5,865	

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。
 3 給与費には、特定業務任期付職員及び再任用職員の給与費を含めていますが、職員数には、再任用短時間勤務職員を含めていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和3年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	42.4 歳	324,200 円	393,626 円	346,787 円
三重県	44.0 歳	337,851 円	449,492 円	—
国				
類似団体				

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.8歳	91人	312,800円	336,894円	323,521円
うち用務員	55.0歳	10人	338,500円	353,870円	349,380円
うち清掃職員	50.5歳	24人	326,900円	364,855円	339,030円
うち学校給食調理員	46.3歳	23人	296,600円	313,643円	308,073円
国					
類似団体					

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	189,200 円	182,200 円
	高校卒	160,100 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	157,400 円	－ 円	－ 円
消 防 職	大学卒	201,200 円	－ 円	－ 円
	高校卒	171,700 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（令和3年4月1日現在）

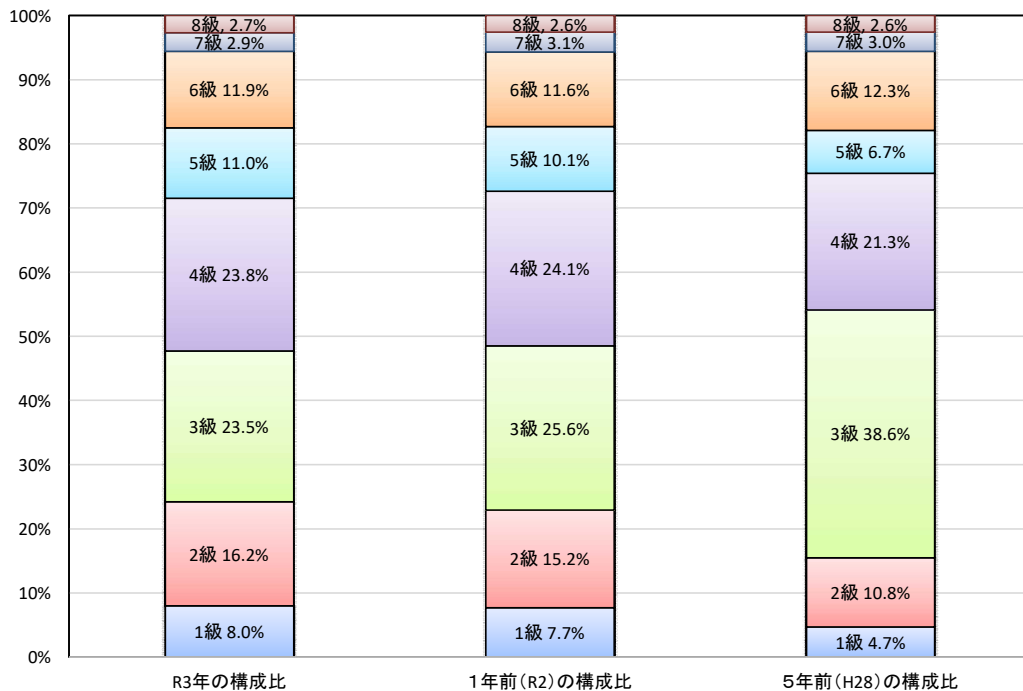
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,900 円	296,650 円	339,450 円
	高校卒	247,900 円	258,800 円	292,500 円
技能労務職	高校卒	230,300 円	249,800 円	312,700 円
	中学卒	－ 円	－ 円	311,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

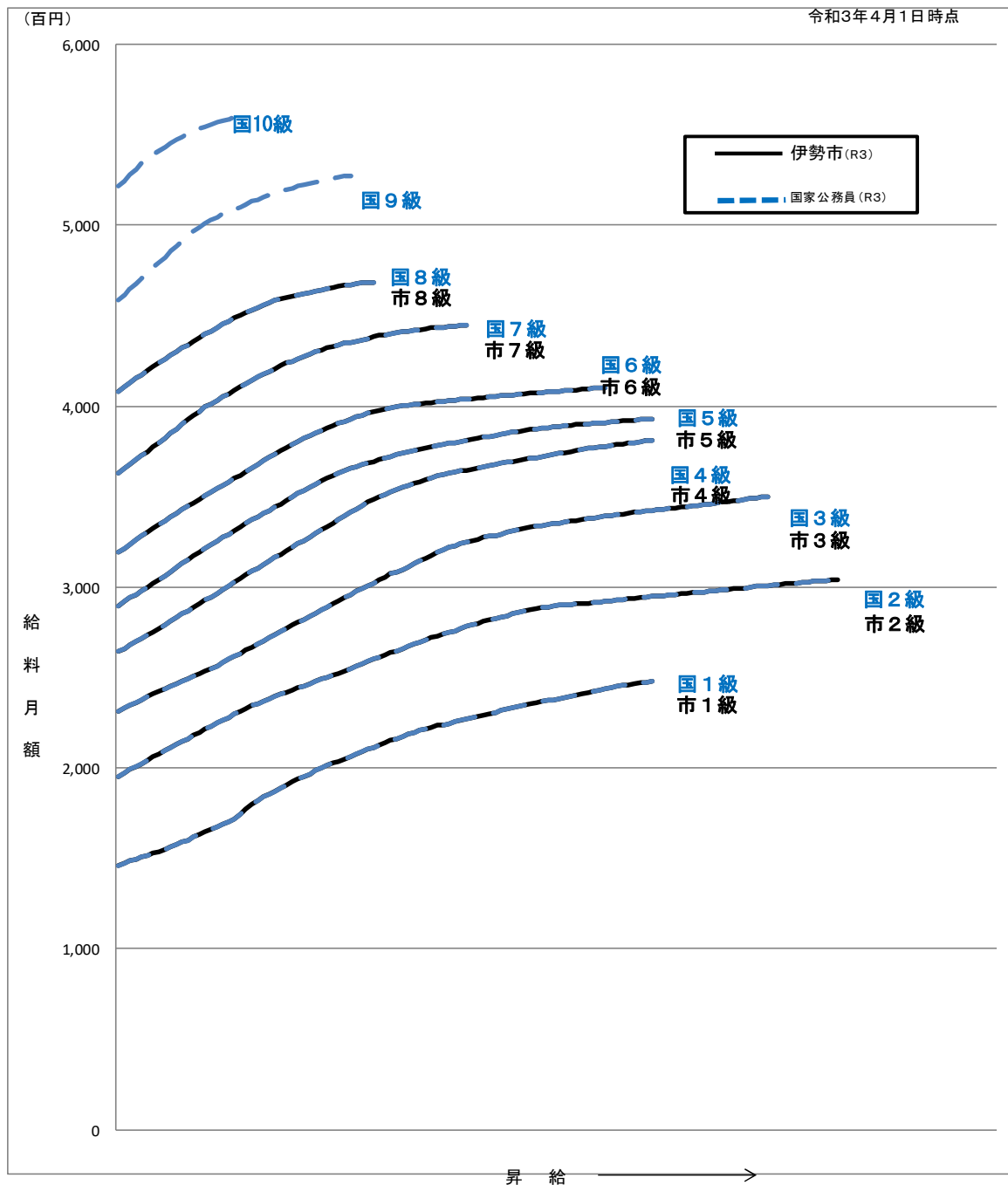
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職 員	41 人	8.0 %
2 級	職 員	83 人	16.2 %
3 級	主 事	120 人	23.5 %
4 級	係 長	122 人	23.8 %
5 級	課長補佐	56 人	11.0 %
6 級	課 長	61 人	11.9 %
7 級	次 長	15 人	2.9 %
8 級	部 長	14 人	2.7 %
合 計		512 人	100.0 %

- (注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

R2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,489 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,677 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				○
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 3,121 千円 (定年・応募認定) 19,153 千円					

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和2年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		2,632 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		376 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	20 %	3 人	20 %
四級地(神戸市)	12 %	1 人	12 %
六級地(三重県津市)	6 %	4 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		26,908 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		30,858 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		36.8 %	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	税務関係・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
こども発達支援施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
	健康課職員	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者の検体の採取に係る業務	日額 3,000円
	消防職員	新型コロナウイルス感染症の患者の移送業務	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては、日額 4,000円。
	全職員	職員等に新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたとき、当該職員等が使用した庁舎等において、感染防止衣を着用して行う消毒業務	日額 3,000円
危険業務従事手当	維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
		新型コロナウイルス感染症の患者等の救急搬送業務を行った場合	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては、日額 4,000円。
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	259,285 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	294 千円
支給実績(令和元年度決算)	297,583 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	337 千円

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 10,000円 ・子以外 6,500円 (ただし、一般職給料表8級職員及び医療職給料表4級以上職員は3,500円) ・16～22歳の子に対し 5,000円加算 	同じ		116,197 千円	255,379 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象となる家賃の下限 12,000円 (国 16,000円) ・手当の上限 7,000円 (国 28,000円) 	46,651 千円	291,571 円
通勤手当	<p>公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)</p> <p>交通用具(自転車等) 利用者</p> <p>2km未満 支給無し</p> <p>2～3km未満 2,500円</p> <p>3～4km未満 3,500円</p> <p>4～5km未満 4,300円</p> <p>5～6km未満 4,600円</p> <p>6～7km未満 4,900円</p> <p>7～8km未満 5,200円</p> <p>8～10km未満 5,500円</p> <p>10～15km未満 7,600円</p> <p>15～20km未満 9,000円</p> <p>20～25km未満 10,400円</p> <p>25～30km未満 11,800円</p> <p>30～35km未満 13,200円</p> <p>35～40km未満 14,600円</p> <p>40～45km未満 15,900円</p> <p>45～50km未満 17,700円</p> <p>50～55km未満 19,500円</p> <p>55～60km未満 21,300円</p> <p>60km以上 23,100円</p>	異なる	<p>交通用具利用者</p> <p>2km未満…支給無し</p> <p>2～5km未満…2,000円</p> <p>5～10km未満…4,200円</p> <p>10～15km未満…7,100円</p> <p>15～20km未満…10,000円</p> <p>20～25km未満…12,900円</p> <p>25～30km未満…15,800円</p> <p>30～35km未満…18,700円</p> <p>35～40km未満…21,600円</p> <p>40～45km未満…24,400円</p> <p>45～50km未満…26,200円</p> <p>50～55km未満…28,000円</p> <p>55～60km未満…29,800円</p> <p>60km以上…31,600円</p>	60,049 千円	73,861 円
休日給	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100 	同じ		59,948 千円	450,737 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100 	同じ		28,059 千円	181,023 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	65,233 千円	609,651 円
管理職員 特別勤務手当	<p>(管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 <p>(管理職員が休祝日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 3,500円 ・部長職1回 4,300円 <p>(6時間超の場合は150/100を乗じる)</p>	異なる	<p>(休祝日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 <p>(休祝日以外の日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種 6,000円 ・2種 5,000円 ・3種 4,300円 ・4種 3,500円 ・5種 3,000円 <p>(6時間を超えた場合は150/100を乗じる)</p>	6,242 千円	58,333 円

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	780,000 円	円/	円
	教 育 長	678,000 円	円/	円
報酬	議 長	564,000 円	円/	円
	副 議 長	506,000 円	円/	円
	議 員	448,000 円	円/	円
期末手当	市 長	(令和2年度支給割合)	4.45 月分	・役職加算 20%
	副 市 長		4.45 月分	・役職加算 20%
	教 育 長		4.45 月分	・役職加算 20%
	議 長	(令和2年度支給割合)	3.35 月分	・役職加算 20%
	副 議 長		3.35 月分	・役職加算 20%
	議 員		3.35 月分	・役職加算 20%
退職手当	市 長	(算定方式)	(支給時期)	
	副 市 長	450/100×在職年数×給料月額	任期毎	
	教 育 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎	
		200/100×在職年数×給料月額	任期毎	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

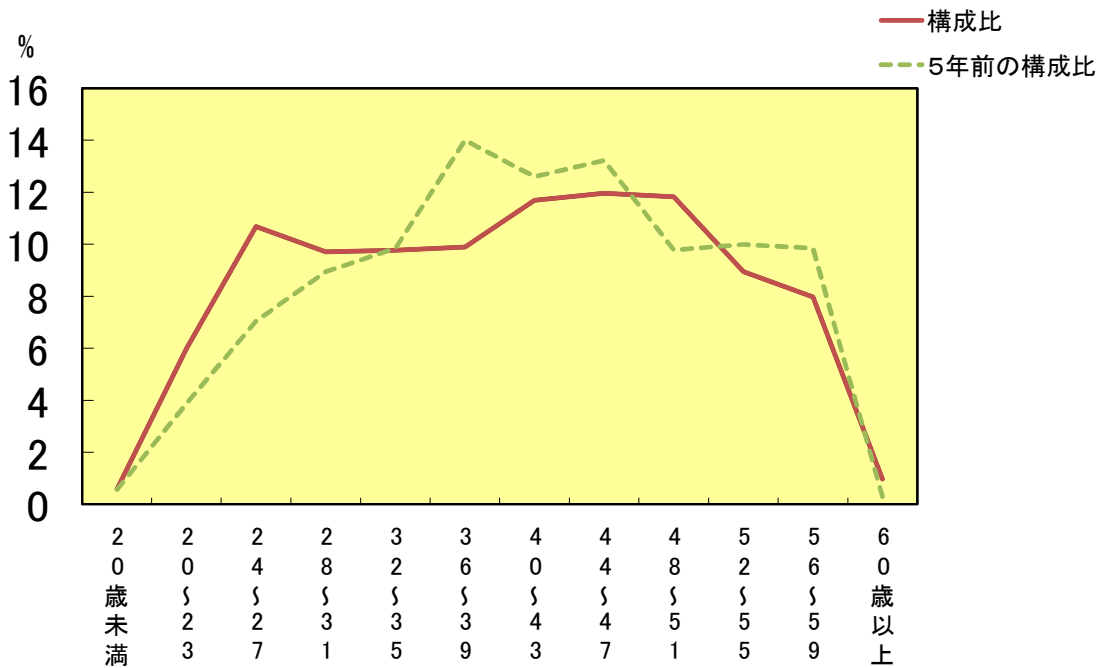
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和2年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	・機構改革による増 ・業務の見直し、効率化などによる減
	総 務	200	195	5	
	税 務	48	48	0	
	民 生	238	241	▲ 3	
	衛 生	72	69	3	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	23	24	▲ 1	
	商 工 土 木	27 92	28 91	▲ 1 1	
	小 計	709	705	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.98人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 未公表)
特 別 行 政 部 門	教 育	101	111	▲ 10	・機構改革による減
	消 防	199	199	0	
	小 計	300	310	▲ 10	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	435	418	17	・看護師の採用による増
	水 道	36	37	▲ 1	
	下 水 道	34	33	1	
	そ の 他	41	45	▲ 4	
	小 計	546	533	13	
合 計		1,555 [1,753]	1,548 [1,753]	7 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.97人

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～22歳	23歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	9	93	166	151	152	154	182	186	184	139	124	15	1,555

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	651	666	689	691	705	709	58 (8.9%)
教育	103	101	104	110	111	101	▲2 (▲1.9%)
消防	200	196	200	200	199	199	▲1 (▲0.5%)
普通会計計	954	963	993	1,001	1,015	1,009	55 (5.8%)
公営企業等会計計	467	469	495	516	533	546	79 (16.9%)
総合計	1,421	1,432	1,488	1,517	1,548	1,555	134 (9.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
2年度	2,264,956	331,407	218,881	9.7	9.1

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費64,312千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
2年度	42人	148,717	21,528	57,526	227,771	5,423

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(水道事業)	43.1 歳	320,400 円	462,618 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村水道事業)	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,370 千円		1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,489 千円	
(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 計 2.55(1.45) 月分 1.90(0.90) 月分		(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 計 2.55(1.45) 月分 1.90(0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当 (令和2年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		退職者なし	1人当たり平均支給額 (自己都合)		3,121千円
(定年・応募認定)		16,655千円	(定年・応募認定)		19,153千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和2年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		1,239 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		45,889 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		64.3 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	8,275 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	224 千円
支給実績(令和元年度決算)	8,248 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	236 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			4,771 千円	244,667 円
住居手当	一般会計に同じ			1,625 千円	361,111 円
通勤手当	一般会計に同じ			3,187 千円	95,134 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,400 千円	600,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			32 千円	10,667 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
2年度	千円 3,434,667	千円 122,270	千円 220,836	% 6.4	% 5.2

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費 109,514千円は含まれません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
2年度	40人	千円 138,922	千円 21,899	千円 54,029	千円 214,850	千円 5,371

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(下水道事業)	41.1 歳	323,506 円	471,051 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村下水道事業)	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,351 千円		1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,489 千円	
(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 計 2.55(1.45) 月分 1.90(0.90) 月分		(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 計 2.55(1.45) 月分 1.90(0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当 (令和3年4月1日現在)

伊 勢 市(下水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額(自己都合)		退職者なし	1人当たり平均支給額(自己都合)		3,121千円
(定年・応募認定)		20,949千円	(定年・応募認定)		19,153千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和2年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)		19 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		2,771 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		17.5 %	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	停水処分に従事したとき	日額 400円
		庁外において、滞納整理事務に直接従事したとき	日額 400円
		メーターの検針及び集金業務に職員が直接従事したとき	日額 300円
		事業の用に供する土地若しくは建築物の取得等若しくはこれらに伴う物件の移転又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る当該土地若しくは建築物の所有者等又は被補償者等との交渉事務に従事したとき	日額 400円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事したとき	一回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	交通の頻繁な道路上において交通を遮断することなく工事、点検、検査で管理者が職員の身体に危険と認めるものに従事したとき	日額 300円
		著しく作業困難な特殊現場(高所、深所、船上、特殊自動車等)において業務に従事したとき	日額 400円
		危険又は有害な薬剤又は機器の取扱いに専ら従事する職員	月額 2,500円
		職員が身体に危害を受けたとき	1件につき 3,000円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集若しくは運搬、溝渠の清掃又は汚土の運搬若しくは処分作業に従事したとき	日額 500円
		下水道法の規定による立入検査に従事したとき	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	8,423 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	263 千円
支給実績(令和元年度決算)	10,141 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	390 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			5,576 千円	278,821 円
住居手当	一般会計に同じ			1,335 千円	296,667 円
通勤手当	一般会計に同じ			3,531 千円	172,229 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,988 千円	597,600 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			28 千円	11,200 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
2年度	千円 8,301,307	千円 50,401	千円 4,243,961	% 51.1	% 51.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
2年度	人 592人	千円 1,961,244	千円 839,112	千円 644,212	千円 3,444,568	千円 5,819

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
伊勢市 (病院事業)	医 師	42.6 歳	560,345 円	1,501,491 円
	看護師	37.3 歳	282,592 円	440,717 円
	事務職	41.1 歳	321,989 円	516,609 円
事業者	62.0 歳			959,160 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,428 千円				1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,489 千円			
(令和2年度支給割合)				(令和2年度支給割合)			
期末手当	2.55 月分	勤勉手当	1.90 月分	期末手当	2.55 月分	勤勉手当	1.90 月分
計	(1.45) 月分		(0.90) 月分	計	(1.45) 月分		(0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から経営推進部管理職員等を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当(令和3年4月1日現在)

伊 勢 市(病院事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	2,469千円	1人当たり平均支給額	(自己都合)	3,121千円
	(定年・応募認定)	17,974千円		(定年・応募認定)	19,153千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和2年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		50,407 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		969,363 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	16 %	52 人	0 %

エ 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		451,761 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		1,043,328 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		16種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師(研修医を除く。) 研修医	月額 200,000円 月額 100,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	院長 副院長 理事、医療部長、健診センター長 及び医療技術部長 科部長及び科副部長 医長及び医員 研修医	月額 170,000円 月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円 月額 30,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する医師及び歯科医師 医学の調査及び研究に従事する研修医	月額 180,000円 月額 120,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、手術、人工透析業務に従事した場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、一般技術員、栄養士、看護補助者及び調理師	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業務に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満 勤務1回 3,300円 深夜の勤務時間が4時間以上 勤務1回 3,550円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、自宅等で待機をした場合	待機1回につき、3,000円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき10,000円 (1) 当該月に当番日(休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連携して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。)の宿日直勤務が無い場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき 当番日の待機
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師		待機1回につき 1,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事した場合	患者1人につき3,000円。ただし、研修医に医師にあつては、患者1人につき1,000円。
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円
防疫等作業手当	職員	新型コロナウイルス感染症に係る作業等に従事した場合	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあつては、日額 4,000円。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	199,553 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	486 千円
支給実績(令和元年度決算)	187,719 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	490 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			36,835 千円	254,035 円
住居手当	一般会計に同じ			28,182 千円	296,653 円
通勤手当	一般会計に同じ			23,971 千円	76,098 円
管理職手当	・院長・副院長 146,400円 ・医師部長級 90,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ	異なる	・給料月額に対する支給割合 医療職俸給表(一) 5級(伊勢院長、副院長、 医師部長級) ・1種 146,400円 行政職俸給表(一) 8級(伊勢市部長級) ・1種 117,100円 ・2種 94,000円 ・3種 82,200円 行政職俸給表(一) 7級(伊勢市次長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 行政職俸給表(一) 6級(伊勢市課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円	18,786 千円	853,911 円
管理職員特別勤務手当	・医師 1回 10,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ	同じ		265 千円	12,045 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			29,055 千円	181,594 円
宿日直手当	・医師 1回 平日21,000円 休日26,250円 月3回以上31,500円 ・初期研修医 1回 21,000円 ・その他職員 1回 6,100円	異なる	・医師 1回 21,000円 ・その他病院職員 1回 6,100円	19,368 千円	251,526 円

○ 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 勤務時間休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）当たり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給与えられます。

○ 休業の状況

(1) 育児休業の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	育児休業	部分休業
市長部局など	38	28
教 育	2	0
合 計	40	28

○ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和2年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	16	16
教 育	0	0	2	2
合 計	0	0	18	18

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（令和2年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	1	2	0	3
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	1	2	0	3

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

○ 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

○ 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、伊勢市においても退職管理の適正化を確保を図っています。

○ 職員の研修の状況

(1) 研修実施状況（令和2年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
業務改革研修研修（課長補佐級～係長級）	169	1
伊勢市課題解決力向上研修（主事・一般級）	19	3
平成28年度新規採用職員研修（消防体験研修）	20	1
平成29年度新規採用職員研修（法制執務研修）	18	1
平成30年度新規採用職員研修（手話研修）	23	1
令和2年度新規採用職員研修（採用時研修）	42	1
令和2年度新規採用職員研修（公務員倫理研修）	25	1
令和2年度新規採用職員研修（総合案内研修）	26	1
再任用職員研修	15	1
ハラスメント防止研修	74	1
女性活躍推進研修	81	1
人事評価者研修	26	1
精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座	10	1
人材育成カレッジ	543	36
計	1,091	

②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
市町総合事務組合	45
日本経営協会（NOMA）	15
その他研修	4
合 計	64

○ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (令和2年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	8,692千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

○ 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（令和2年度実績）

業務の種類別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和4年3月16日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和4年3月22日（火）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第14号 第3期伊勢市教育振興基本計画について
 - 議案第15号 令和4年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について
 - 議案第16号 第3期伊勢市スポーツ推進計画について
 - 議案第17号 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の廃止について
 - 議案第18号 伊勢市教育委員会公印規則の一部改正について
 - 議案第19号 伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について
 - 議案第20号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
 - 議案第21号 奨学生の決定について

伊勢市公告第 22 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく本市の基本構想を三重県知事の同意を得て策定したので、同条第 6 項の規定により公告し、当該基本構想を次のとおり縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 23 号

公 示 送 達

下記の者の令和 2 年度固定資産税・都市計画税督促状及び令和 3 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 24 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 25 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 4 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱（案）
- 2 案の公告日
令和 3 年 12 月 24 日
- 3 提出された意見の概要
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし
- 5 案の修正内容
なし

伊勢市公告第 26 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 1 条の 3 第 1 項の規定により伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱を
定めましたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり当該大綱を公表し
ます。

令和 4 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備え置
いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 27 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市観光振興基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 4 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市観光振興基本計画（案）
- 2 案の公告日
令和 4 年 1 月 18 日
- 3 提出された意見
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部観光振興課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 28 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市教育委員会公告第1号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり第3期伊勢市教育振興基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和4年3月24日

伊勢市教育委員会
教育長 北 村 陽

- 1 案の題名
第3期伊勢市教育振興基本計画（案）
- 2 案の公告日
令和3年12月23日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局教育総務課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市教育委員会公告第2号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり第3期伊勢市スポーツ推進計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和4年3月24日

伊勢市教育委員会
教育長 北村 陽

- 1 案の題名
第3期伊勢市スポーツ推進計画（案）
- 2 案の公告日
令和3年12月23日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局スポーツ課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和4年3月29日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	吉	井	詩子

令和 3 年度

定期監査等結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	2 頁
4	監 査 の 着 眼 点	2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	2 頁
6	監 査 委 員 の 除 斥	3 頁
7	監 査 の 結 果	3 頁
	検 査 室	3 頁
	総 務 部	3 頁
	危 機 管 理 部	4 頁
	情 報 戦 略 局	4 頁
	資 産 経 営 部	4 頁
	環 境 生 活 部	4 頁
	健 康 福 祉 部	5 頁
	産 業 観 光 部	6 頁
	国 体 推 進 局	7 頁
	都 市 整 備 部	7 頁
	二 見 総 合 支 所	8 頁
	小 俣 総 合 支 所	8 頁
	御 菌 総 合 支 所	8 頁
	会 計 課	8 頁
	議 会 事 務 局	8 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	8 頁
	監 査 委 員 事 務 局	9 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	9 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	9 頁
	上 下 水 道 部	9 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局	9 頁
	消 防 本 部 (署)	10 頁
8	む す び	11 頁
9	工 事 監 査	11 頁

令和3年度定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和4年3月29日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
 伊勢市監査委員 中井 豊
 伊勢市監査委員 吉井 詩子

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査及び同法同条第2項に基づく行政監査

2 監査の対象及び実施日

実施日	対 象 箇 所
令和3年10月11日	しらとり園 ゆりかご園 しごうこども園
令和3年10月12日	四郷支所 宮本支所 浜郷支所 神社支所 大湊支所
令和3年10月13日	北浜支所 豊浜支所 城田支所 沼木支所
令和3年10月14日	総務課 職員課 防災施設整備課
令和3年10月15日	課税課 収納推進課 危機管理課 広報広聴課
令和3年10月19日	企画調整課 資産経営課 デジタル政策課 秘書課 検査室
令和3年10月22日	文化政策課 契約課 財政課 営繕課
令和3年11月2日	戸籍住民課 人権政策課 ごみ減量課 環境課
令和3年11月4日	商工労政課 農林水産課 市民交流課 農業委員会事務局
令和3年11月5日	市立伊勢総合病院 健康課 こども発達支援室 おおぞら児童園
令和3年11月9日	観光振興課 観光誘客課 福祉総務課 子育て応援課
令和3年11月11日	医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 保育課

令和3年11月12日	生活支援課 議会事務局	福祉生活相談センター 監査委員事務局	会計課
令和4年1月13日	国体総務課	国体競技課	用地課
令和4年1月14日	基盤整備課	維持課	選挙管理委員会事務局
令和4年1月17日	交通政策課	住宅政策課	監理課 都市計画課
令和4年1月18日	教育研究所 御菌総合支所生活福祉課	学校統合推進室	学校教育課
令和4年1月24日	スポーツ課 小俣総合支所生活福祉課	社会教育課	教育総務課
令和4年1月26日	水道事業	下水道事業	二見総合支所生活福祉課
令和4年1月28日	小俣小学校		
令和4年2月1日	消防本部		
令和4年2月16日	工事監査（基盤整備課 鎌地田橋橋梁修繕工事）		
書面監査	修道小学校 上野小学校 五十鈴中学校	有緝小学校 御菌小学校 小俣中学校	佐八小学校 城田小学校 みなと小学校 倉田山中学校

3 監査の範囲

令和3年度9月末まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、収入及び支出に係る会計処理、契約事務、現金等の保管及び公有財産の管理は適正に行われているか、個人情報の管理及び職員の時間外勤務の管理は適正になされているか、前年度定期監査で指摘または意見を述べた事項が是正または検討されているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、関係職員から説明を聴き取り、質疑を行ったほか、関係文書の閲覧及び諸帳簿と証書類の照合を行った。また、決算審査及び出納検査の結果も踏まえ、監査を実施した。

なお、市議会議員の内から選任された監査委員として、令和3年11月12日までは辻孝記が、令和4年1月13日からは吉井詩子が監査を行った。

工事監査については、令和3年度に施工している工事の内から1件を抽出し、技術士による調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面及びリモートにて実施した。

同様に、各小中学校についても、原則として現地での監査に替えて、各学校へ資料及び簿冊の提出を求め監査を行った。なお、必要と認めた場合には現地での監査を行った。

6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費に関する監査については市議会議員の内から選任された監査委員を除斥とした。

7 監査の結果

監査した限りにおいて、日常の事務処理に軽微な間違いは見受けられるものの、その運営の大筋においては、事務が法令に適合し、正確に行われ、効率化に努めていることがうかがえた。同様にその組織の活性を図り、運営の合理化に努めていると認められた。

詳細については次に述べるとおりである。簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

(全庁に共通する事項)

関係文書、諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたものの、おおむね良好に処理がなされていると認められた。以下に記載した事例は、複数課にわたって認められた事例である。全庁的に注意して事務にあたられたい。

- (1) 決裁文書について、事務決裁規程で定める決裁権者で決裁されていない事例や必要な合議がされていない事例があった。また、施行日や発送日の記載漏れが散見された。事務決裁規程を確認し、適正に処理されたい。
- (2) 手書き用領収書について、不適切な取扱いが散見された。書き損じた場合の処理や通し番号の付番等、取扱いに関して全庁的に統一し、現金授受の明確なエビデンスとなるよう適切に管理されたい。
- (3) 支出負担行為における登録漏れが多数認められた。適切な予算管理のため、必要とされるものであり、また、二次的には支払遅延のチェックにも活用できるものである。事務手順に沿って適切に処理されたい。
- (4) 感熱紙レシートの印字が薄れているものや領収書が台紙からはがれているものがあった。情報公開請求の増加により、従来にも増して適切な文書管理が求められている。文書管理規程に定められた保存期間に耐えるよう適切に管理されたい。
- (5) 郵便切手受払簿について、文書管理規程に定められた様式を使用していない事例や、記載内容に誤りがある事例が散見された。金券の保管管理業務は現金取扱いに準じて厳正に管理されたい。

(各課に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 課税課 収納推進課

総務課、課税課、収納推進課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【職員課】

指摘事項

- (1) 源泉徴収した所得税について、支払日を誤った事例があった。事務管理を見直し、再発防止を図られたい。

危機管理部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

情報戦略局

秘書課 デジタル政策課 企画調整課 財政課 広報広聴課 文化政策課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

資産経営部

資産経営課 契約課 営繕課

資産経営課、営繕課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【契約課】

指摘事項

- (1) 手書き用領収書の管理について、書き損じたものを破棄した事例があった。また、通し番号の付番が不適切なものがあった。現金授受の明確なエビデンスとなるよう、適切に管理されたい。

環境生活部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 ごみ減量課 支所

環境課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【市民交流課】

指摘事項

- (1) 国際交流協会の経理事務において、期限までに支出されていない事例があった。事務管理を見直し、再発防止を図られたい。

意見

- (1) 中止した講演会の講師報酬について、キャンセル料として当初の報酬額と同額を支出している事例があった。契約書もなく支出金額の根拠が不明確である。中止の場合の対応について契約書に明記するべきと考えるので、検討いただきたい。

【戸籍住民課】

指摘事項

- (1) コミュニティセンターの鍵を紛失した事例があった。翌日に、施設を所管する課へ報告し、セキュリティカードを使用できないようにする処理がされたが、当日の夜間の安全管理は不十分であった。適切に対応できる体制を整えられたい。
- (2) 戸籍に関する窓口業務において、本来、交付してはならない者に対して交付した事例があった。市民に不信感を与えることになる。適正な事務を行うべきであり、窓口業務委託先の指導と管理を徹底し、再発防止に努められたい。

意見

- (1) 各支所では、通常は職員3名で事務にあたっているが、日によっては2名となるため、来庁者を長時間待たせる場合がある。業務と人員のバランスを考慮していただきたい。

【人権政策課】

意見

- (1) 人権教育推進連絡協議会への委託費については、各協議会が行う事業に対して市が費用を負担するものであり、負担金として支出することが適当と考えるので検討いただきたい。

【ごみ減量課】

指摘事項

- (1) 廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱及び解職について、決裁日が委嘱及び解職日の後日となっている。適正に処理されたい。

【支所】

指摘事項

- (1) コミュニティセンターの鍵を紛失した事例があった。重大な事故につながる恐れがある。鍵の管理方法を見直し、再発防止に努められたい。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 生活支援課
福祉総務課 福祉生活相談センター 子育て応援課 保育課 こども発達支援室
保育所等

医療保険課、介護保険課、生活支援課、福祉総務課、子育て応援課、こども発達支援室、保育所等については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【健康課】

指摘事項

- (1) 職員間の連携不足による二重払いの事例があった。事務処理の手順を見直し、再発防止を図られたい。
- (2) 手書き用領収書の管理について、書き損じたものを破棄した事例があった。現金授受の明確なエビデンスとなるよう、適切に管理されたい。

【高齢・障がい福祉課】

指摘事項

- (1) 指定管理について、基本協定書で、毎月の実績報告書を提出することを定めているが、期限内に提出されていない事例があった。基本協定の内容が適正に履行されているか厳重に確認のうえ、適切に指導されたい。

【福祉生活相談センター】

意見

- (1) 市民からの相談件数は把握しているが、相談者数を把握していない。その把握は、費用対効果や事業効果の判断に必須であると考え。検討いただきたい。

【保育課】

指摘事項

- (1) 保育料及び給食費の調定について、起案文書に金額及び算出根拠が記載されていない。保育料等を決定した根拠となる文書であり、適切に作成されたい。
- (2) 遊具の点検業務委託について、仕様書で、損害賠償保険の加入を定めているが、内容を確認できる書類の提出を受けていない。委託内容が適正に履行されているか厳重に確認のうえ、適切に指導されたい。

意見

- (1) 小俣子育て支援センターは、保育所ゆりかご園の所管となっており、園長が支援センター長を兼務している。同支援センターは、園とは別の場所に設置されている。安全管理の観点から、また、緊急時のことを想定した場合、単独の責任者を配置すべきと考えるので検討いただきたい。

産業観光部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課

農林水産課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

意見

- (1) 労働福祉会館の使用料の収納事務を令和3年4月1日から委託し、その旨を4月20日に告示している。法律では告示の時期について規定していないが、速やかに行うべきと考える。法律の趣旨に沿って、適切に処理していただきたい。

【観光振興課】

意見

- (1) 飲食店・宿泊施設応援事業について、2か年にわたる事業として協定を締結しており、負担金を初年度で一括して支出している。今後、同様の事業を行う際は、複数年の事業として適切な予算措置と精算を行っていただきたい。

【観光誘客課】

指摘事項

- (1) 伊勢熊野観光連絡協議会の経理事務において、収入伝票が作成されていない事例があった。適切に処理されたい。

国 体 推 進 局

国体総務課 国体競技課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課
住宅政策課

都市計画課、交通政策課、基盤整備課、維持課、用地課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【監理課】

指摘事項

- (1) 研修参加負担金及び新設した公園の水道加入金を、期限までに支出していない事例があった。事務管理を見直し、再発防止を図られたい。

意見

- (1) 宇治山田港湾整備促進協議会から NPO 法人へ、船の製作費の補助金を支出している。この財源については、市から協議会への負担金として支出しているが、本来、市から NPO 法人へ直接支出すべきものと考え。今後は、市のチェック機能が働くよう、負担の方法を検討いただきたい。

【住宅政策課】

意見

- (1) 住宅新築資金貸付事業について、貸付の契約書が定期的に確認されていない。重要な書類であり、定期的な確認を行っていただきたい。

二見総合支所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

小俣総合支所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

御菌総合支所

生活福祉課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

会計課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

議会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 選挙執行に伴い、時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいた。厚生労働省の定めている労災認定基準では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の目安としている。併任職員の配置等により、時間外勤務の削減に努めているが、職員の健康保持に十分配慮し、さらなる事務の見直しを行い、改善に努められたい。

監査委員事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

農業委員会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

市立伊勢総合病院

経営に係る事業の管理及び所管施設の管理については おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 諸会費の支出について、起案文書に支出理由が記載されていない。説明責任を果たせるよう、適切に記載されたい。
- (2) 医療機器の保守委託について、仕様書に定めた実施時期を変更する際、受託者との協議記録を作成していない事例があった。適切に処理されたい。

上下水道部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

教育委員会事務局

教育総務課 学校統合推進室 学校教育課 社会教育課 スポーツ課
教育研究所 小中学校

教育総務課、学校統合推進室、社会教育課、教育研究所については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【学校教育課】

指摘事項

- (1) 学校で保管する現金及び金券について、各学校で確認する周期に差異があった。マニュアルや管理規定を整備し、適切な管理に努められているところであるが、紛失等の早期発見のため、周期を定める等、適切に指導されたい。
- (2) 二見浦小学校スクールバス追加運行業務委託について、仕様書で、資格証の提出や損害賠償保険の加入を定めているが、内容を確認できる書類の提出を受けていない。委託内容が適正に履行されているか厳重に確認のうえ、適切に指導されたい。

意見

- (1) 学校で生じた事故等については、事例を共有するとともに、適切な指導を行い、すべての学校で再発防止に努めていただきたい。

【スポーツ課】

指摘事項

- (1) 体育施設使用料について、会計規則で規定された日に調定されていない事例があった。会計規則に従い適正に処理されたい。

【小中学校】

指摘事項

- (1) 薬品管理記録簿について、使用前数量や残量が記載されていない事例があった。劇物を管理するものであり、その危険性を認識し、事故防止のため、使用状況の正確な記録と定期的な数量確認を行い、適切に管理されたい。
- (2) 職員玄関の鍵を紛失した事例があった。同じ学校で2年続けて起きている。重大な事故につながる恐れがある。鍵の管理方法を見直し、再発防止に努められたい。
- (3) 誤って、保存期限前の書類を廃棄した事例があった。教職員が保存期限を把握していなかったことが原因であり、再発防止に努められたい。
- (4) 修学旅行の不参加について、教職員間で共有されず、キャンセル料を支払った事例があった。教職員間の情報共有を徹底し、再発防止を図られたい。

意見

- (1) 学校内で現金の紛失があり、再発防止策としてマニュアルや管理規定を整備し、適切な管理に努められている。しかしながら、このような場合、保管する書庫の鍵の取替も検討されるべきだったと考える。

消防本部（署）

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

8 むすび

今年度の定期監査においても、例年と同様、単純な誤りが散見された。また、委託事業の監督不足や支払の遅延も認められた。組織としてのチェック体制が十分に機能していないことによるものと思料する。

委託事業は仕様書に従って実施されているか、補助金は目的どおりに使われているか、負担金は適正に算定されているか、支払日は期限内であるか等、確認を徹底し、適切な事業管理と適正な予算執行に努めていただきたい。

また、個々の職員が、関係法令等を十分に把握し、書類や手続きの重要性を認識するとともに、事業の目的を理解し、日々の業務にあたられたい。

新型コロナウイルス感染症は、依然として、市民の生活に大きな影響を与えている。税収入の減少等、市の財政への影響も非常に厳しいものが想定される。最少の経費で最大の効果を発揮できるよう取り組まれ、かつ、その成果を検証し、市民サービスの向上に努めていただきたい。

9 工事監査

1 実施日及び対象工事等

実施日	対 象 工 事	所 管 課
令和4年2月16日	鎌地田橋橋梁修繕工事	基盤整備課

2 監査の方法

令和3年度施行の工事のうち、設計金額が300万円以上かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会所属の技術士により調査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、技術士による調査は書面及びリモートにより実施した。

3 監査の結果

工事の執行については、計画、設計、積算、契約及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書の概要については4に記載のとおりであるが、内容を十分理解し技術の向上を図るとともに、今後の設計、契約及び施工に際し、品質の確保、透明性、経済性、安全性及び環境面に配慮するよう努められたい。

本工事は、伊勢市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策を実施し、コスト削減を目的としたものである。今後も市のインフラ整備に要する経費が増大すると想定されるが、市民が安全な生活を送れるよう、引き続き励んでいただきたい。

また、工事監査の結果については、今回、監査の対象ではなかった所属の技術系職員にも共有され、技術向上に活用されるよう望むものである。

意見

- (1) 出来形管理、品質管理について、本工事の施工計画書は、三重県が発行する三重県公共工事共通仕様書で求める内容を充足しているものの、基準が定められていない工種も見受けられた。適切な施工管理を図るため、各工種の基準作成を検討いただきたい。また、施工計画書は手順書にあたるものであり、進捗に合わせて段階的な見直しを図るよう努めていただきたい。

4 工事技術調査結果報告書の概要

【鎌地田橋橋梁修繕工事】

(1) 工事概要

ア	工事場所	伊勢市小俣町元町地内ほか
イ	工事内容	塗装塗替工 A=499 m ² 伸縮継手工 L=21m 支承金属溶射工 N=12 基 橋面防水工 A=264 m ²
ウ	工事受注業者	業 者 名：株式会社近藤建設 【要件付一般競争入札】 住 所：三重県伊勢市上地町 3604 番地 1 現場代理人：資格/経験年 2 級建設機械施工技士 主任技術者：資格/経験年 2 級建設機械施工技士
エ	設計業務委託業者（業務年度）	株式会社テイコク（令和元年度）
オ	施工監理	自主監理
カ	工事費	設計金額 49,041,300 円（消費税含む） 予定価格 49,041,300 円（対設計金額:100%）（消費税含む） 最低制限価格 事後 44,068,200 円（消費税含む） 請負金額 44,132,000 円（消費税含む） 落札率 （対設計:89.9%） （対予定:89.9%）
キ	工事期間	令和3年10月22日～令和4年3月15日
ク	工事進捗状況	計画出来高 76% 実施出来高 76%（2月16日現在）
ケ	公告又は指名通知	令和3年10月4日
コ	入札年月日	令和3年10月19日
サ	財源内訳	道路メンテナンス事業補助（55%）
シ	低価格入札の有無	無
ス	契約年月日	令和3年10月22日
セ	履行保証体系	東日本建設業保証株式会社

(2) 講評

本工事の設計、仕様、記録、管理、施工、試験、検査等の各段階における技術的事項の実施態様について、事前に送られてきた主な関係書類の調査、並びに、監査当日、担当者による説明に基づき、実施運営、施工内容を検分したものである。調査した事項のうち、主な内容の要点を以下に示す。

各段階において、概ね必要な措置がとられており、特に重要な問題はないと見受けられた。工法等比較検討しており経済的な工法を選んでいる。コスト縮減、効率化対策等も種々の角度から検討しており、ここでも経済性を追求している。監査全般を通じ、組織としての機能が充分発揮されていることが確認された。監督員の経験はまだ浅いが、充分な対応がなされた。上司の積極的な関与がみられ、組織内の輪がよく回っていた。照査業務についても、チェック体制は万全であった。グループ内で検算を行い、執行伺にて決裁を得ている。

現場工事の検分は、監督員に指定した箇所の出来形、品質管理、そして、その仕上がり状況等を写真にとり、それに対し検分を行った。書類監査同様、現場工事も滞りなく終了することを期待する。今後、工事が無事故無災害をもって工事のフィナーレを飾ってほしい。ZOOM 調査の結果、本工事の書類監査及び現場状況における検分については、特に大きな問題点は見受けられなかった。

注意：本報告書中に（留意事項）と記述された箇所は、十分な検討を要求するものであり、今後に向けて留意すべきものである。それ以外の箇所は、今後の改善を要求する比較的軽易な指導項目である。なお、本工事には、早急に改善措置を図る必要がある最も重要な指摘事項はない。

本監査の結果得られた重要な項目と思われる4項目を以下に列挙する。今後の業務に反映されたい。詳細は、以下の本文の該当各項にも詳述しており参照されたい。

- ① 特記仕様書のまとめ方に注意
- ② 入札制度について（意見）
- ③ 労働安全衛生法の熟知（留意事項）
- ④ 出来形管理、品質管理の着目点（留意事項）

① 特記仕様書のまとめ方に注意

特記仕様書には当該工事に特定した技術的事項を出来るだけ記載する必要がある、特記事項として最小限のことが記載されなければならない。共通事項はもちろんのこと、これらに加えて「技術的事項」もである。監督員として当該工事の技術的要求事項を明確にする必要がある、それらは、工事中に受注業者が遵守すべき管理事項となる。共通事項及び技術的事項が十分に明示されることにより、特記仕様の役割が明確になる。内容の充実が望まれる。なお、設計図書に基づき監督員が受注業者に指示した書面及び受注業者が提出し監督員が承諾した書面も特記仕様書に含まれる。

② 入札制度について（意見）

契約課長より詳しい丁寧な説明を受けた。受注業者は要件付一般競争入札により決定されている。最低制限価格を設定しており、それを下回る応札に対しては失格としている。5社が応札条件を満足しており（株）近藤建設が落札した。請負金額の落札率は対予定価格（設計価格と同じ）に対しほぼ90%であった。なお、契約課では、発注課と協議して一般競争入札参加資格要件案を作成し、これを伊勢市契約審査委員会（以下「審査会」という。）に提出している。審査会は、当該提出に係る要件付一般競争入札参加資格要件が妥当なものかどうかの審査を行い、入札参加資格要件の決定を行うものとしている。

国土交通省より「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（平成20年3月31日）」が発せられた。いわゆる予定価格の事前公表の取りやめ令である。適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、そして、談合が一層容易に行われる可能性があることを理由としている。『政令都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度の運用状況について（2021/07/28 調査 全建調べ）』において、予定価格の公表時期が発表されている。かなりの自治体が公表を事前公表としており、未だに、その傾向は変わっていない。

入札の決裁手続きに関しては、上述したように公平性のある経済的な入札制度のもと実施された。ただ、今回の工事の落札率がほぼ90%（最低制限価格と同程度）であったことが気にはなった。直近5年間の状況を調査したが、いずれも同様の落札率となっており、特に高額契約金額に多い現象となっている。このような現象は出るものの、予定価格の公表が事前か事後かの判断は、上述のように、各自治体に任せられている。両手

法には、それぞれメリット、デメリットがあり、どちらの手法をとるかは各自治体に任せられている。当市では変動型の最低制限価格を採用することで、公平性を保つような運用をしているとのことであった。当面、当市では、三重県及び県庁所在地である津市と同様の事前公表を採用してゆくようである。

③ 労働安全衛生法の熟知（留意事項）

本工事の安全管理体制は統括安全衛生責任者のもと、元方安全衛生管理者を中心とした安全管理組織図が提出されていた。本工事の場合、数名の職人しか入現しない。このように組織が小規模現場であれば、元請けから配置された安全衛生責任者が総括し、法で定められた下請けの安全衛生責任者を管理すればよい。統括安全衛生責任者まで立てることはない。

小規模現場では、現場代理人が総括して、受注業者の管理者を指導すれば足りる。上述したように、むやみに安全側の組織を作らせ、実態がそうならない場合には、むしろ管理上の問題が残る。安全側の組織を構築することは、発注者側としては望ましいことではあろうが、果たして、立てた組織どおりに現場が管理されているかは甚だ疑問である。労働基準監督署への届出義務も生ずる。

本工事のみならず、伊勢市管内の工事発注に関しても、その辺の考え方を統一見解をもって、受注業者を指導すべきであろう。様式集に例示された施工体系図の記入例をよく理解せず、右から左にダウンロードして使用されることがよくある。しっかりした方針で受注業者を指導してほしい。監査を通じて感じたのは、全般に労働安全衛生法への正しい認識がなされていないように思われた。

④ 出来形管理、品質管理の着目点（留意事項）

構造物を維持して建設費をいかに抑えるかの時代に入った。維持管理して、その構造物の寿命をいかに延ばすかにエネルギーが注がれる。そのためには出来形管理、品質管理及び写真管理がどのようになされるかが重要な鍵となる。監督員が、その計画をどこまで熟知して現場工事に反映させるか、新しい工種も増えており、その管理手法が難しいものになっている。長寿命化のもとの、予防保全を実行するためには、新たな構造物を構築する以上の技量が要求される。元請けも、孫請けの各種施工会社に任せてしまう傾向もあり要注意である。監督員、現場代理人もしくは主任技術者が一体となり工事を管理、監督してゆく必要がある。長寿命化が世の中に叫ばれて間もない。管理手法が確立されていないだけに、お互いの勉強が必要となる。仏作って魂入れずにならぬよう長寿命化計画を成功させて行かなければならない。

伊勢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和4年3月29日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	吉	井	詩子

令和 3 年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	1 頁
4	監 査 の 着 眼 点	2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	(1) 財政援助団体に対する監査	2 頁
	ア 公益社団法人 伊勢市観光協会	2 頁
	イ まちづくり協議会	3 頁
	○沼木まちづくり協議会	
	○明倫地区まちづくり協議会	
	○神社地区まちづくり協議会	
	○修道まちづくり会	
	(2) 公の施設の指定管理者に対する監査	4 頁
	ア 認定特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家	4 頁
7	む す び	5 頁

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和4年3月29日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 吉井 詩子

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象及び実施日

(1) 財政援助団体に対する監査

実施日等	対 象 団 体	所 管 課
令和4年2月15日	公益社団法人 伊勢市観光協会	観光振興課 観光誘客課 スポーツ課
書面監査	沼木まちづくり協議会	市民交流課
	明倫地区まちづくり協議会	
	神社地区まちづくり協議会	
	修道まちづくり会	

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

実施日	対 象 団 体 （ 施 設 名 ）	所 管 課
令和4年2月18日	認定特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家 (伊勢市障害児放課後等支援施設フレンズ)	高齢・障がい福祉課

3 監査の範囲

令和2年度（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体に対する監査

負担金等の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか、交付の目的どおりに事業が実施され効果をあげているか、負担金等は交付条件に従って適正に執行されているか、出納関係諸帳票、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか、協定書等には必要事項が適切に記載されているか、施設は協定等に基づき適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか、利用料金の収納や費用の支出等の会計事務は適正に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、団体の担当者から当該財政的援助等に係る事業概要等について説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

また、まちづくり協議会については、所管課及び団体から提出された事業実績報告書、収支決算書、関係諸帳簿等により書面監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 財政援助団体に対する監査

ア 公益社団法人 伊勢市観光協会

(ア) 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
観光協会運営事業負担金 外 24 件	負担金	96,147,383	観光協会の財政基盤の安定、独自性豊かな事業の実施ほか

(イ) 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該負担金に係る出納その他の事務の執行は、交付の目的どおりに行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

- ① 市が主導し事業費の100%を負担している事業がある。こうした事業のなかには、委託事業とすることが適当なものがあると考え。費用対効果も含め、事業の内容に応じて、適切に執行するよう、整理していただきたい。

イ まちづくり協議会

(ア) 事業の内容

○沼木まちづくり協議会

(単位：円)

事業名及び項目		科 目	金 額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,800,000	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費（基本額）		900,000	
合 計			2,700,000	

○明倫地区まちづくり協議会

(単位：円)

事業名及び項目		科 目	金 額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	2,361,085	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 （基本額及び世帯割額）		2,655,127	
	広報紙配布等協力金		7,147,600	
合 計			12,163,812	

※当初交付された、事務運営費 2,400,000 円、活動事業費 3,334,200 円のうち、収支決算の余剰金 717,988 円は市へ返還されている。

○神社地区まちづくり協議会

(単位：円)

事業名及び項目		科 目	金 額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,800,000	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費（基本額）		705,365	
合 計			2,505,365	

※当初交付された、活動事業費 1,000,000 円のうち、収支決算の余剰金 294,635 円は市へ返還されている。

○修道まちづくり会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,800,000	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額及び世帯割額)		3,601,600	
	広報紙配布等協力金		6,672,800	
合計			12,074,400	

(イ) 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該交付金に係る出納その他の事務の執行は、交付の目的どおりに行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

- ① 交付金が目的どおりを活用されているか、実績報告書及び決算書等を経理関係書類により十分に照査し、適切に指導していただきたい。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

ア 認定特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家

(ア) 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市障害児放課後等支援施設フレンズ

指定期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

指定管理料：指定管理期間総額 16,809,000円(消費税込)

令和2年度分 5,603,000円(消費税込)

(イ) 事業実績について

収支計算書(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

〈認定特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家 分〉

(消費税込、単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
人件費	9,669,420	指定管理料	5,603,000
需用費	717,631	個別給付費	5,524,012
役務費	207,116	利用者負担	344,658
委託料	149,427	雑収入	101,819
使用料及び賃借料	157,747		
その他	687,490		
支出計	11,588,831	収入計	11,573,489
収支差額			△15,342

(ウ) 所見

監査の対象とした指定管理者の当該施設の運営管理は、委託の目的どおりに行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- ① 障害児放課後等支援施設条例施行規則に定められた苦情受付窓口の設置について、仕様書に定めがない。実際には苦情受付窓口は設置されているものの、規則に従った仕様とされたい。
- ② 指定管理業務が協定書及び仕様書に沿って実施されているか、十分に確認されていない。施設の運営、諸規定の整備や出納事務等の実施状況を確実に把握し、必要に応じて、指定管理者に対して適切に指導されたい。

【認定特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家】

意見

- ① 市に提出された収支予算書と収支決算書とで、収入及び支出項目のまとめ方が異なっている。予算と決算を対比できるよう、項目を統一する等、様式を整理していただきたい。
- ② 銀行口座や経理簿が、他の事業と分けられていない。仕様書で求めるとおり、当該事業に係る収支の内容を容易に確認できるよう、工夫していただきたい。

7 む す び

負担金等の支出にあたっては、当該事業が目的どおりに行われているか、施設の管理が協定書等に沿って適切に行われているかを確認することはもとより、事業の成果についても十分に検証していただきたい。